

資料編

■ 県民アンケート	233
■ 感染状況・療養状況等のグラフデータ	240
■ 医療アラート・感染警戒レベル運用経過等	255
■ 関連条例	266
■ 対応方針	270
■ 「新しい生活様式」の発信	279
■ 新型コロナウイルス感染症への対応年表	283

県民アンケート

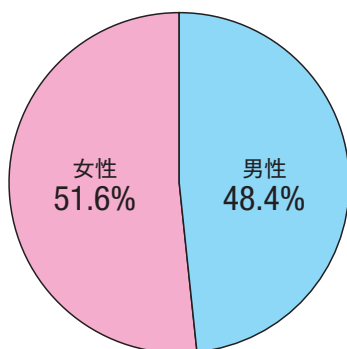
県によるアンケート調査

「長野県が行った新型コロナウイルス感染症対策について、
どのように評価していますか？」

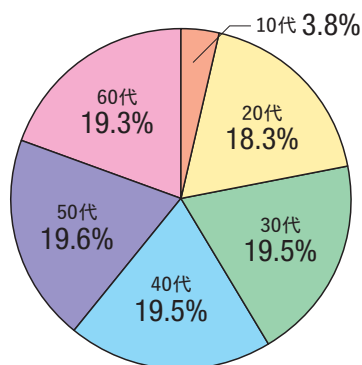
アンケート調査概要

- 調査の目的：新型コロナウイルス感染症長野県対応記録集の作成にあたり、長野県が行った各対策について県民の評価を広く調査し、今後の感染症対策の一助とする。
- 調査対象：長野県に在住する18歳以上70歳未満の方 1,231人
(男女・年齢・地域人口の構成比を考慮 ※詳細は下記グラフを参照)
- 調査方法：インターネットによる調査
- 調査期間：令和6年7月19日公開 1か月間を目途として回答募集

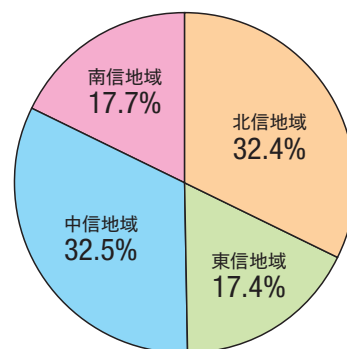
男女比



年齢比



地域比



【調査結果の見方】比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出（このため、百分率の合計が100.0%にならないことがある）

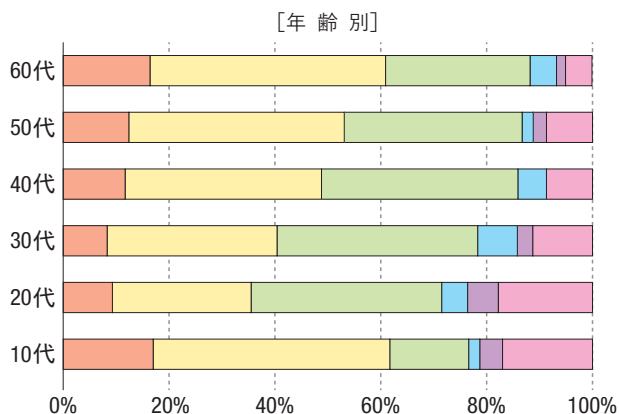
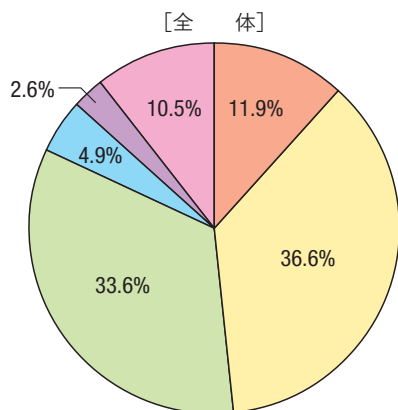
Q1

【感染警戒レベル・医療アラートの運用について】

県独自で、10圏域ごとの感染者数に応じた感染警戒レベルと、入院者数に応じた医療アラート（医療警報、医療非常事態宣言など）を設定し、それに応じた感染拡大防止の呼びかけや感染リスクが高い場所への外出の自粛要請等を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



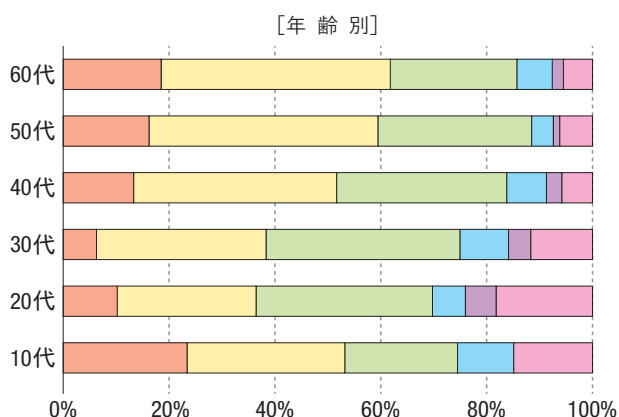
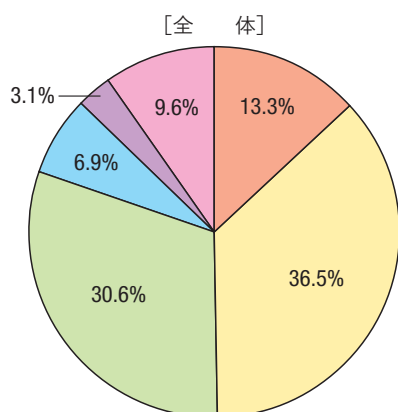
Q2

【長野県としての緊急事態措置の実施（R2.4.17～5.15）について】

全都道府県への政府の緊急事態宣言を受け、県としても徹底した外出自粛の要請や県立学校の一斉休業、営業時間短縮の要請等を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



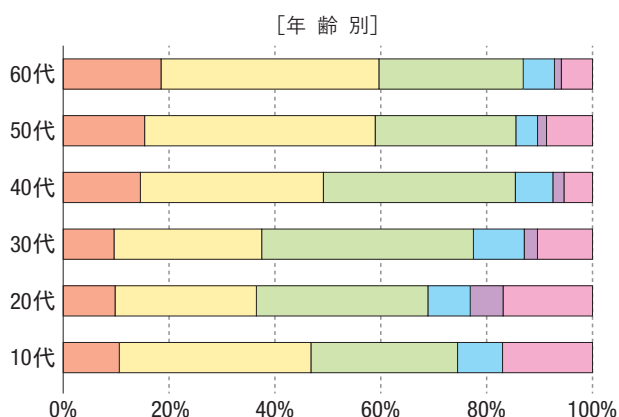
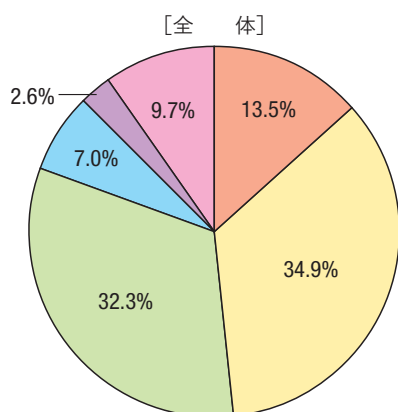
Q3

【感染拡大防止のための行動（行動変容）を促すための取組について】

感染状況等に応じた知事からの呼びかけのほか、医療関係者や経済関係者、市町村などと共同宣言を行い行動変容を呼びかけた。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



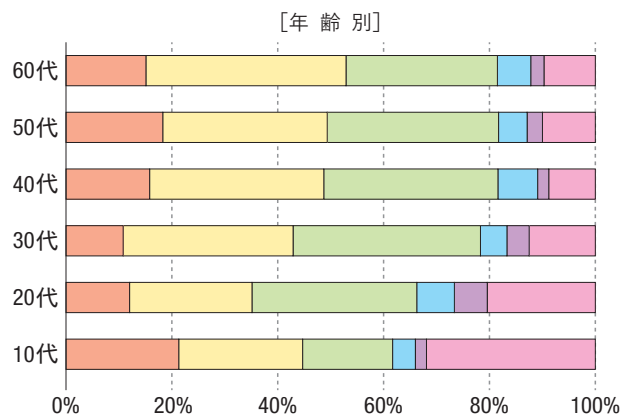
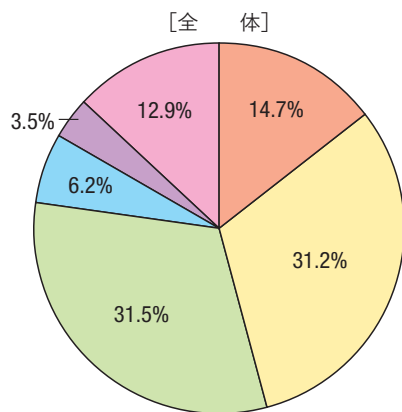
Q4

【新しい生活様式の定着促進について】

感染対策を講じている店を「信州の安心なお店」として認証、すべての方が安心して飲食や旅行ができるよう「新たな会食のすゝめ」、「新たな旅のすゝめ」等の周知を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



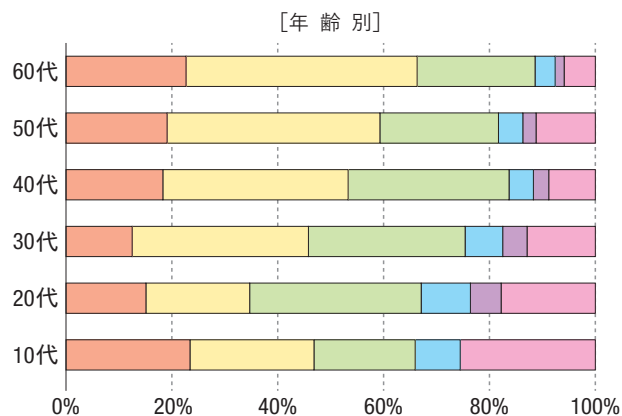
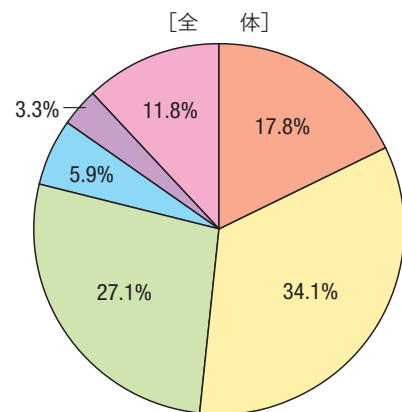
Q5

【医療提供体制について】

医療機関の協力を得て新型コロナ患者用の確保病床を感染拡大に応じて拡充するとともに、圏域の受入体制に応じて、圏域間の入院調整等を行い、一般医療との両立を図った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



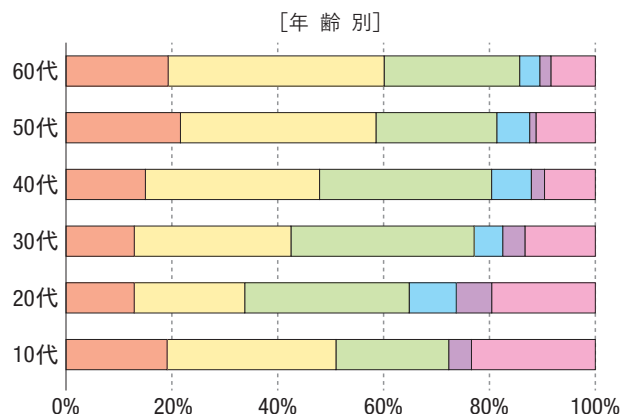
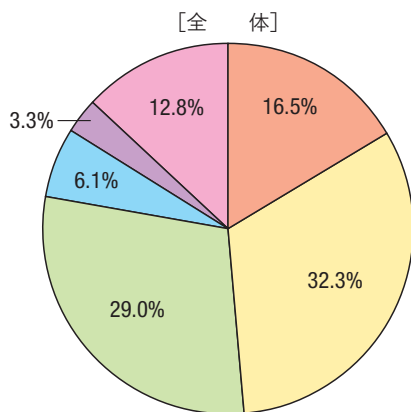
Q6

【宿泊療養・自宅療養について】

宿泊療養では延べ1万8千人を超える患者を受け入れ、自宅療養者には、専任の看護師による健康観察や、必要な物資の支給等を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



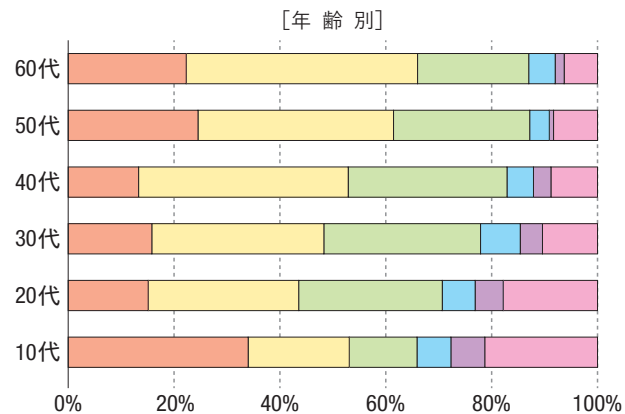
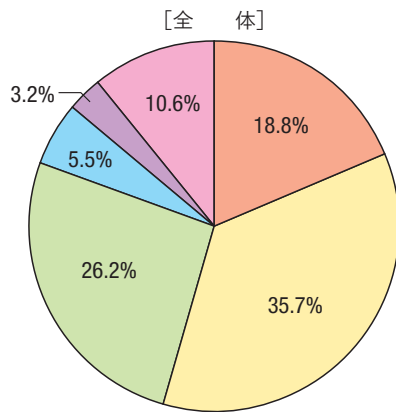
Q7

【検査体制について】

地域ごとのPCR検査センター設置のほか、身近な医療機関での検査、社会福祉施設等の従事者等への検査や感染拡大時の感染不安を抱える方への無料検査など、幅広い検査体制を整備した。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



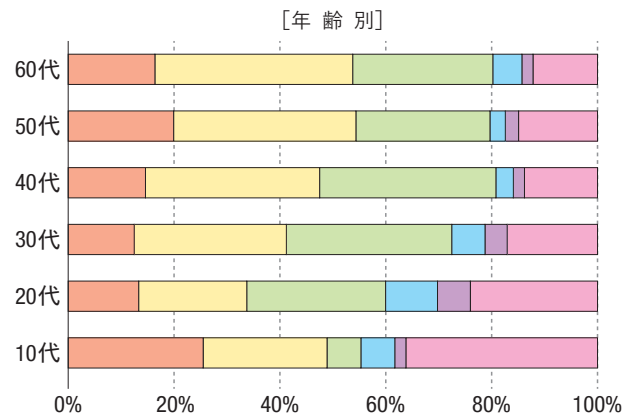
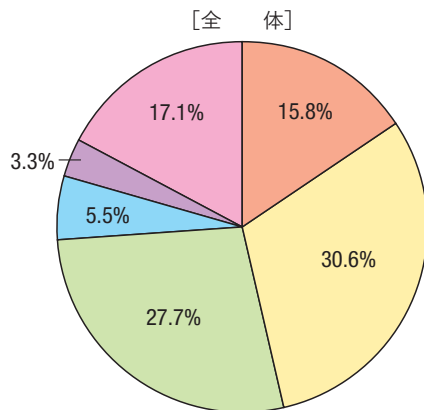
Q8

【相談体制について】

県庁及び保健所に、24時間対応の感染症相談窓口を設置し、陽性判明後の自宅療養者に対する相談や外国人（20言語）への対応を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



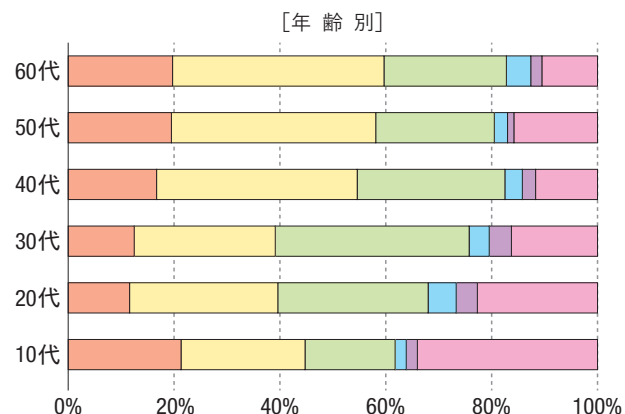
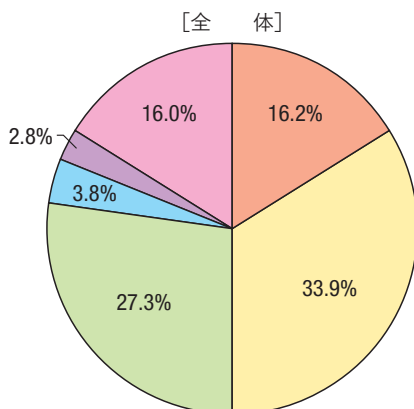
Q9

【医療機関や高齢者施設等での集団感染への対策について】

複数名の感染が確認された医療機関や高齢者施設等に対し、保健所等が感染対策の助言、検査などを行ったほか、社会福祉施設等への抗原検査キットの配布や感染拡大地域における高齢者施設等での自主的検査の助成を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



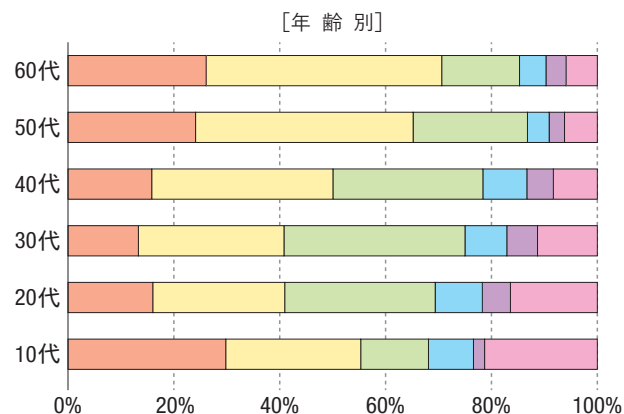
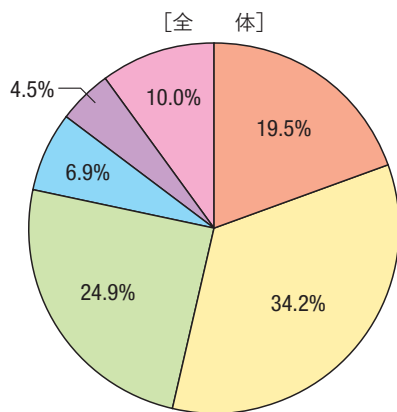
Q10

【ワクチン接種の促進について】

県内各地の県接種会場でのワクチン接種や高齢者施設等への出張接種、市町村会場への医療従事者派遣等の支援を行うとともに、安心してワクチン接種ができるように広報活動などを行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



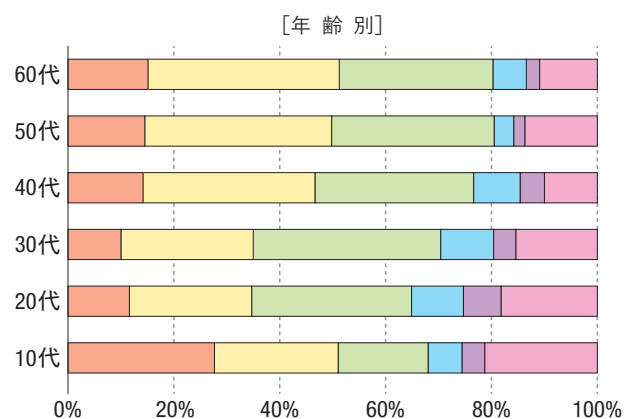
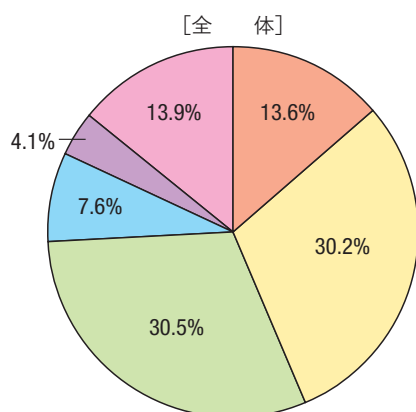
Q11

【学校における対応について】

オンライン学習環境の整備、学級閉鎖等の基準の整理などを感染状況等に応じて行い、感染防止対策を実施した。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



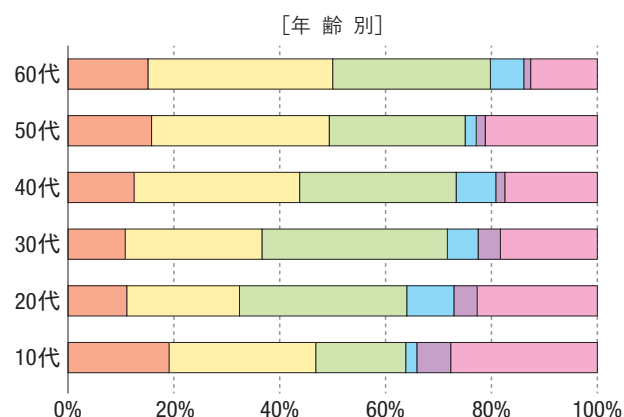
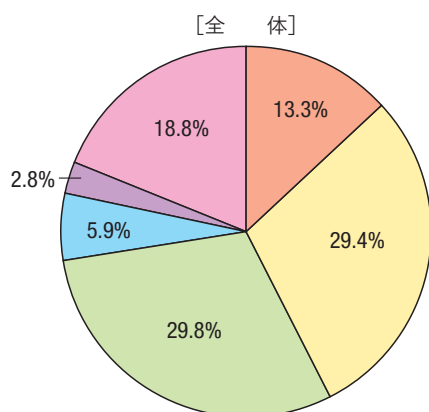
Q12

【保育所における対応について】

基本的な感染対策を講じた上での原則開所を方針として、感染症対策に関する情報提供のほか、検査キット、感染対策備品の購入費用の補助等を行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



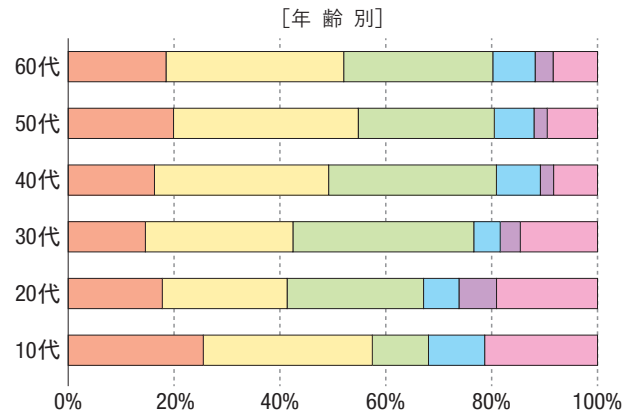
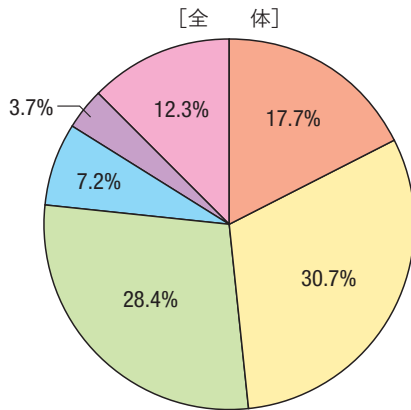
Q13

【事業者への支援について】

感染対策を講じている店を「信州の安心なお店」として認証するとともに、認証店の利用促進のため、プレミアム付きクーポンの発行を行うほか、県からの要請に応じて時短営業等に協力した事業者への協力金の支給などを行った。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



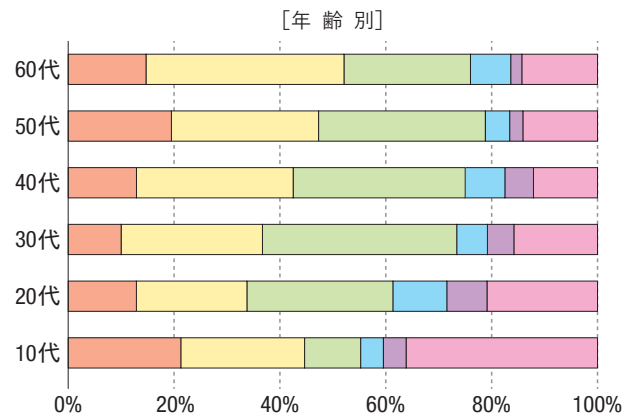
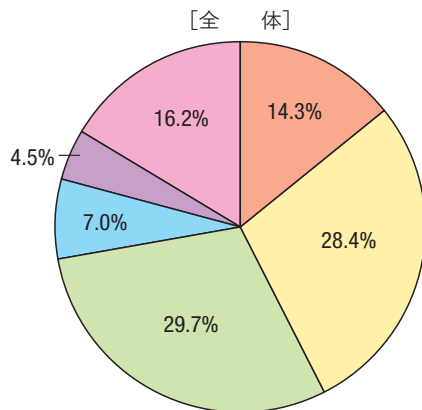
Q14

【生活者支援について】

新型コロナの影響により生活に困窮する世帯に対し、特例貸付や支援金の給付、長野県生活就労センター等を通じた食料支援、また、困難な状況にあるひとり親世帯に対する相談事業や給付金事業を実施した。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった



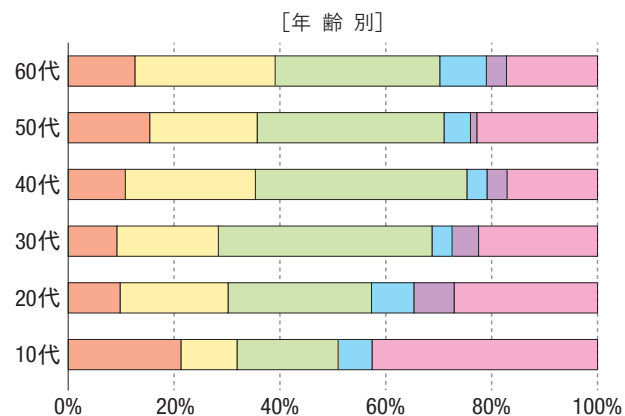
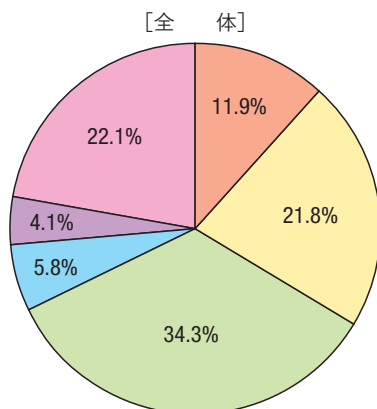
Q15

【誹謗中傷等の抑止のための取組について】

コロナ禍で生まれた差別や偏見を防ぐため、県の新型コロナ対策条例における条文化や啓発プロジェクトの実施、県内プロスポーツチームと連携し、差別や偏見の抑止を県民に呼びかける取り組みなどを実施した。

回答

●良かった ●まあまあ良かった ●どちらとも言えない ●あまり良くなかった ●良くなかった ●対策について知らなかった

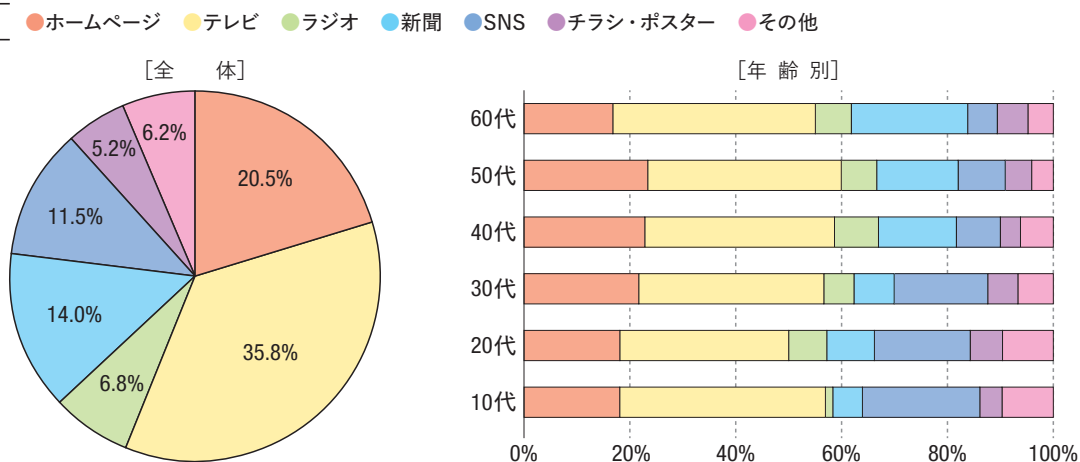


Q16

【新型コロナに関する情報収集手段について】

県では、さまざまな媒体で新型コロナに関する情報を発信しました。情報収集として用いた媒体を選択してください。
【複数回答可】

回答



考 察

○ アンケート結果からは、医療提供体制（Q5）、検査体制（Q7）、ワクチン接種の促進（Q10）といった医療対策全般に対する県民の評価は高く、感染警戒レベル・医療アラート運用（Q1）、緊急事態措置（Q2）、感染拡大防止のための行動変容を促す取組（Q3）などの県民全般に行動を促す施策についても、高評価が半数近い数字となっている。

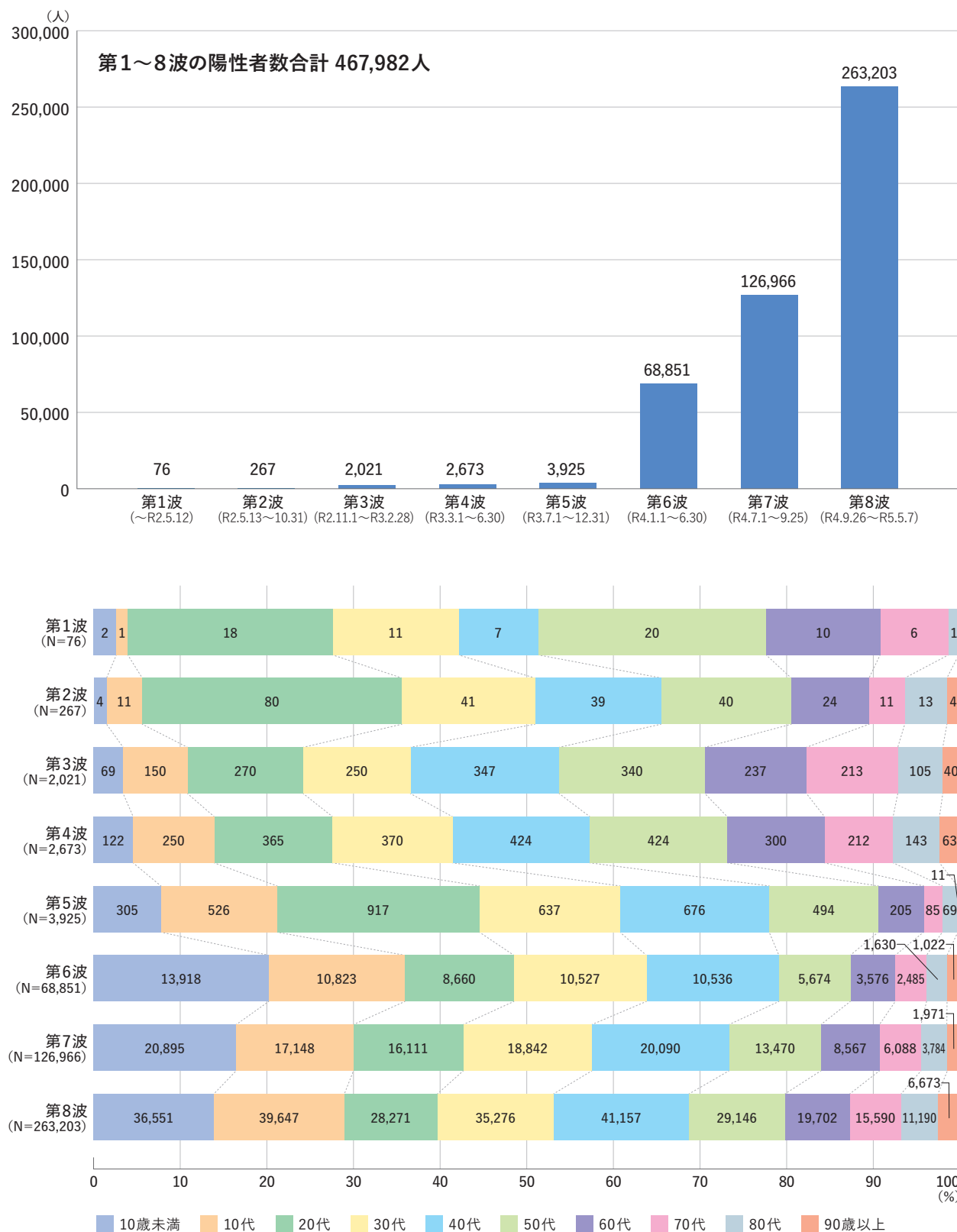
○ 一方で、相談体制（Q8）、学校、保育所における対応（Q11,12）、生活者支援（Q14）など、それを必要とする県民に向けた施策については、高評価が30～45%程にとどまり、「知らなかった」という割合も15～22%と高かった。また、認知度が低いものの中に、広く普及・啓発が必要な誹謗中傷等の抑止の取組（Q15）があり、情報発信の在り方は、今後の課題の一つと考えられる。

○ 感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがある。県は対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信・説明することで、県民に適切な判断や行動を促すことが求められる。

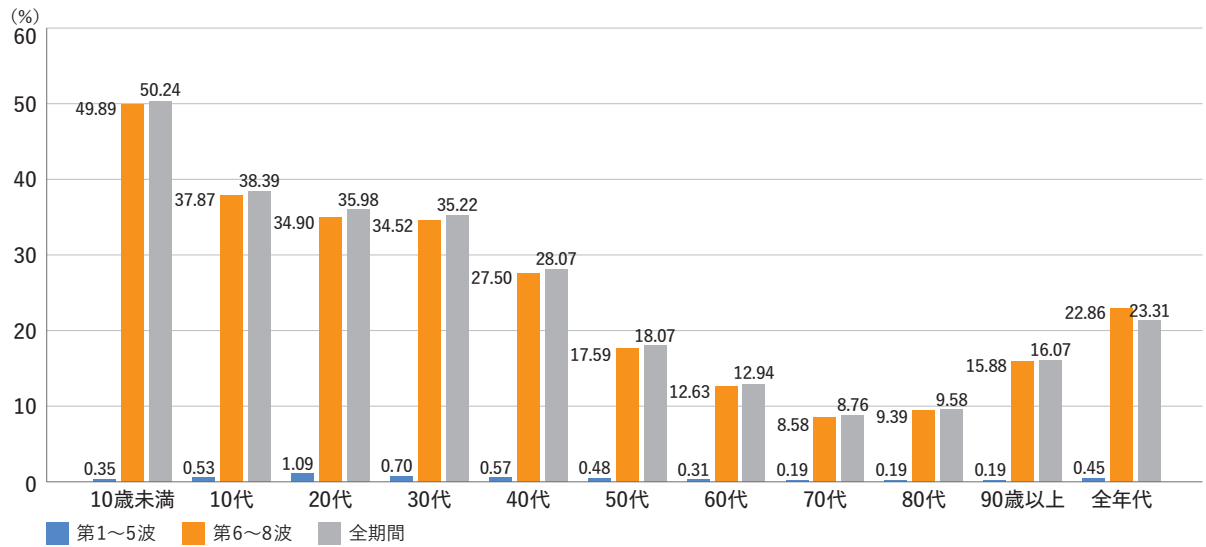
対策にあたっては、県民の理解や協力が最も重要であり、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、様々な年代の県民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有を行い、有事の際は、科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有し、県民が正しい情報を入手できるよう対応することが重要である。

感染状況・療養状況等のグラフデータ

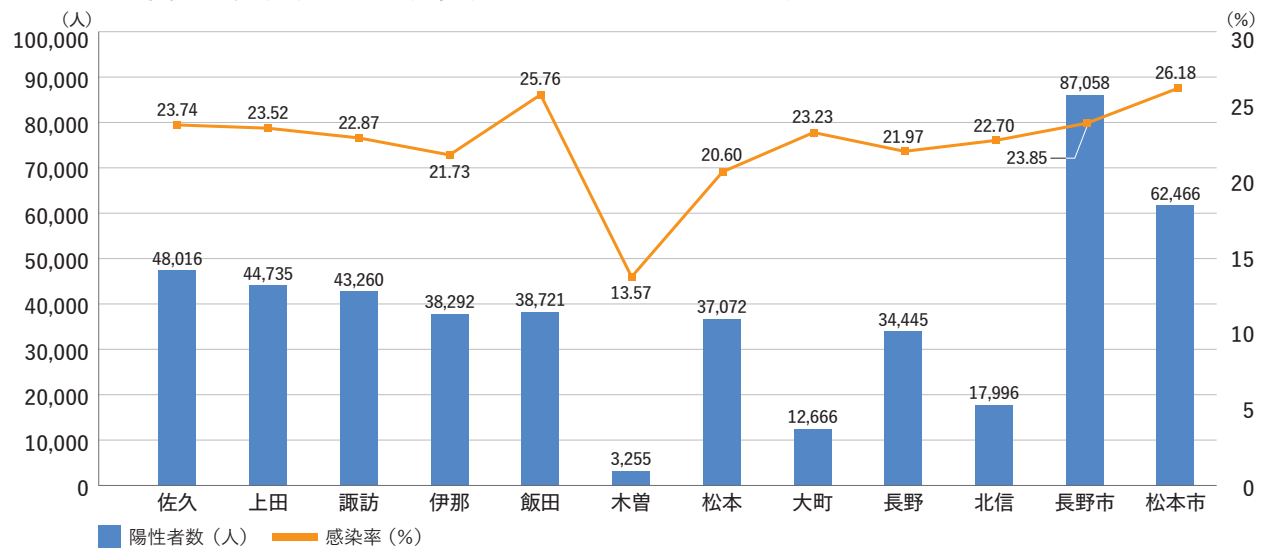
● 波ごとの陽性者数と年代分布



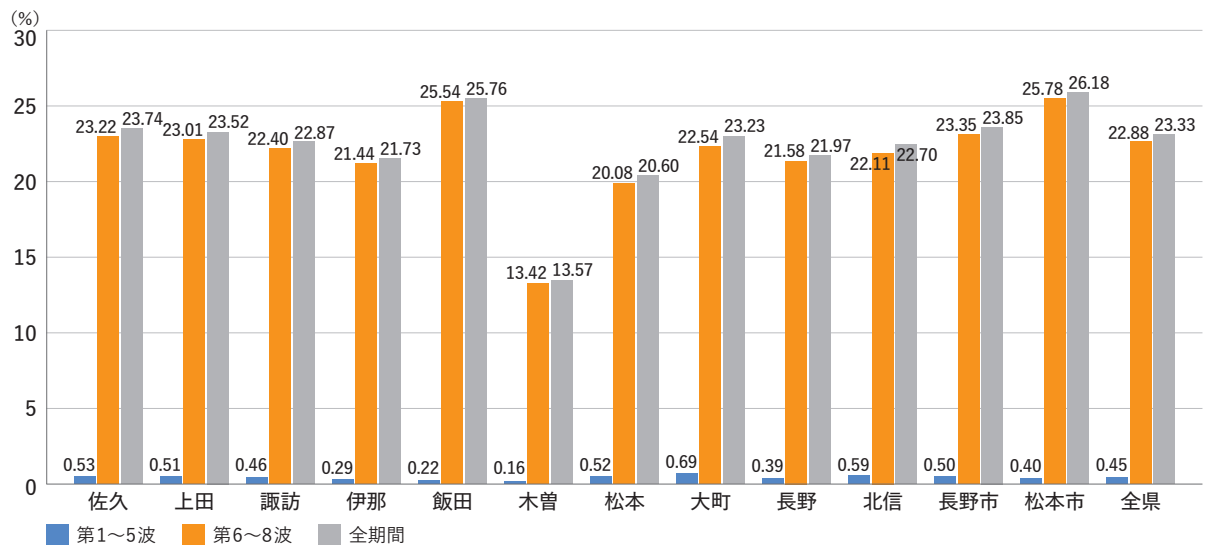
●年代別感染率（人口比、母数はR5.4.1時点の人口）



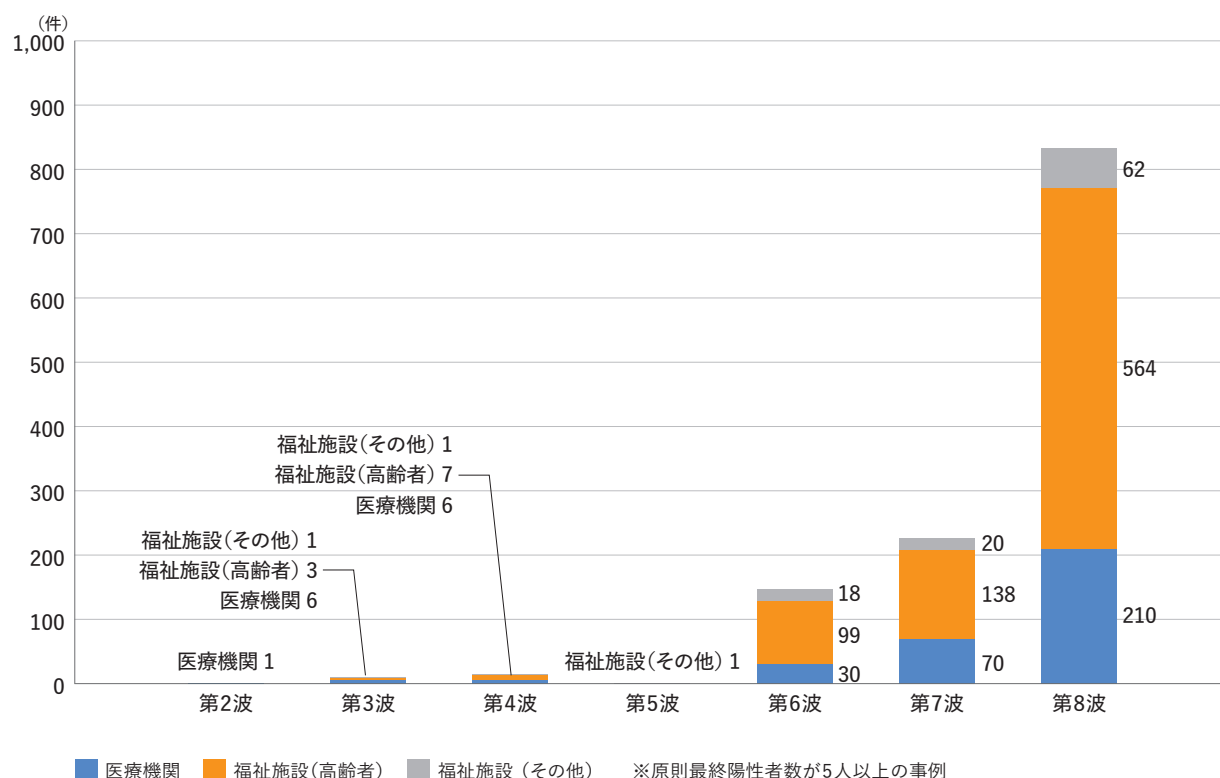
●全期間の圏域別陽性者数と感染率（人口比、母数はR5.4.1時点の人口）



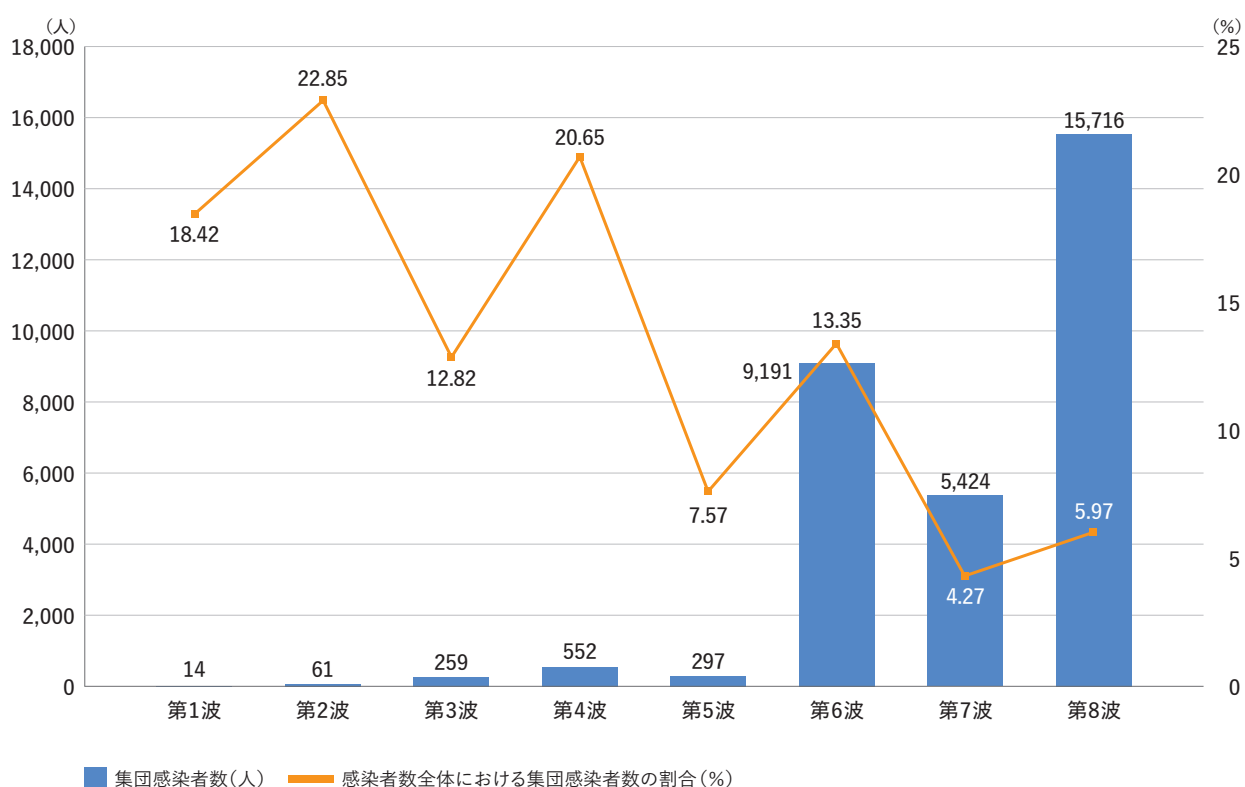
●圏域別感染率（人口比、母数はR5.4.1時点の人口）



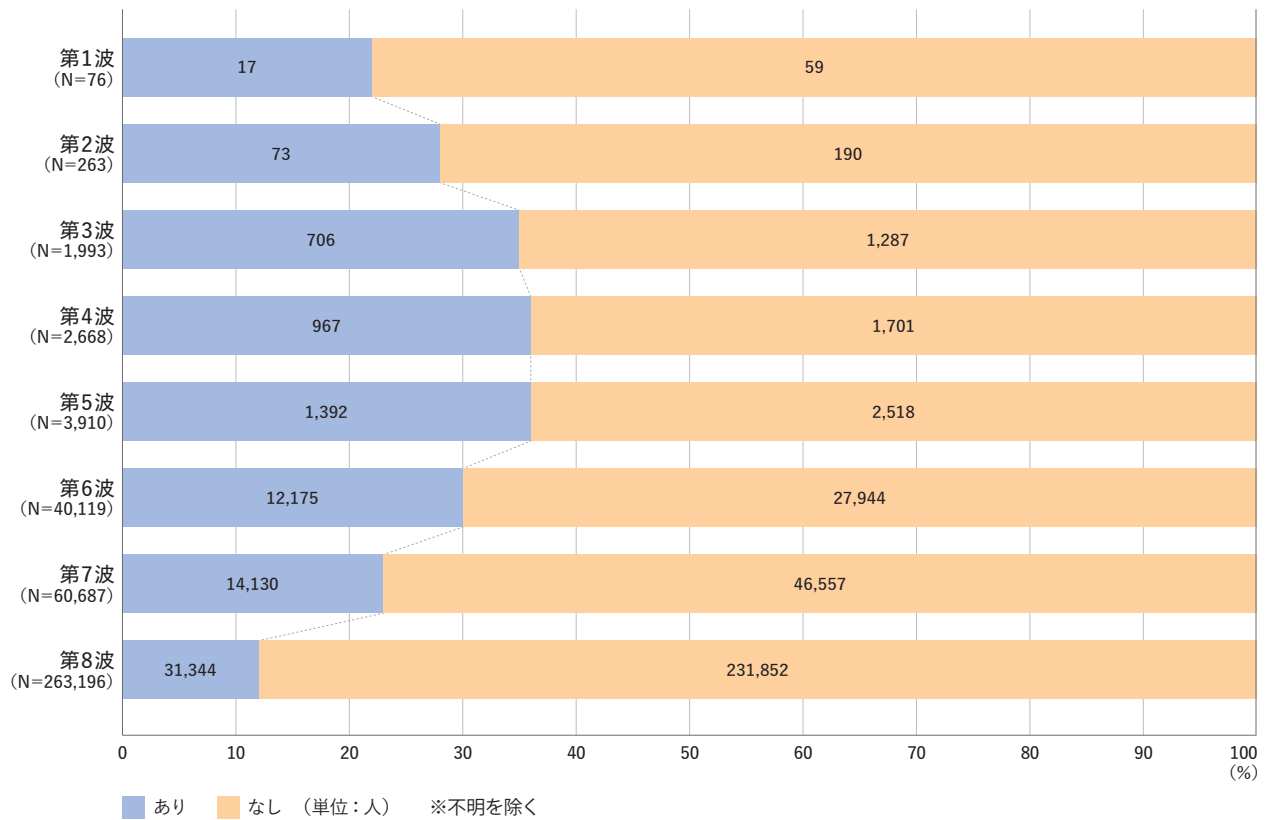
●ハイリスク施設での集団感染の発生件数



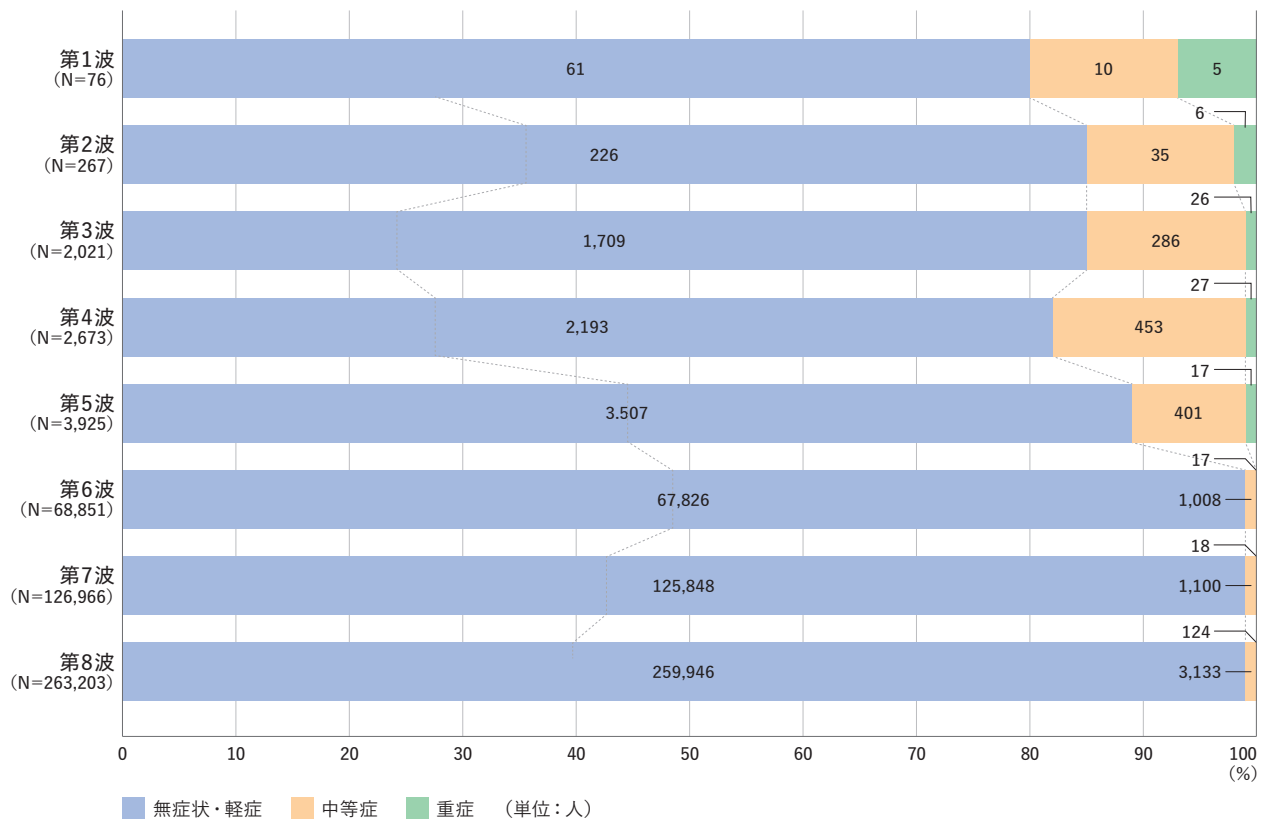
●集団感染者の割合



●陽性者の重症化リスク

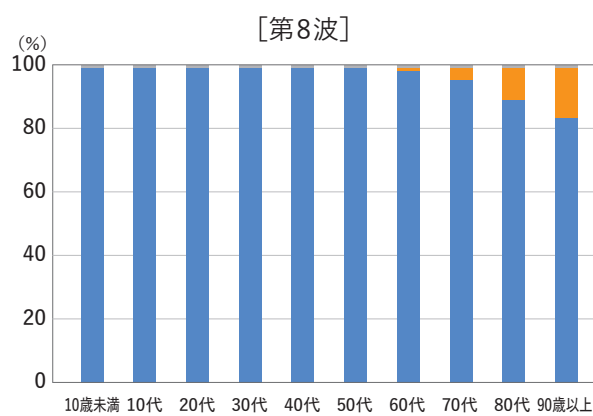
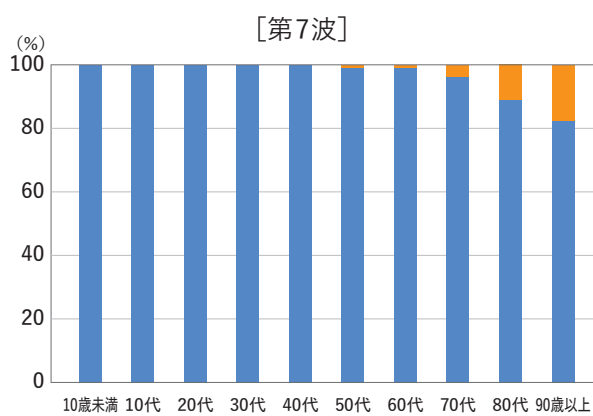
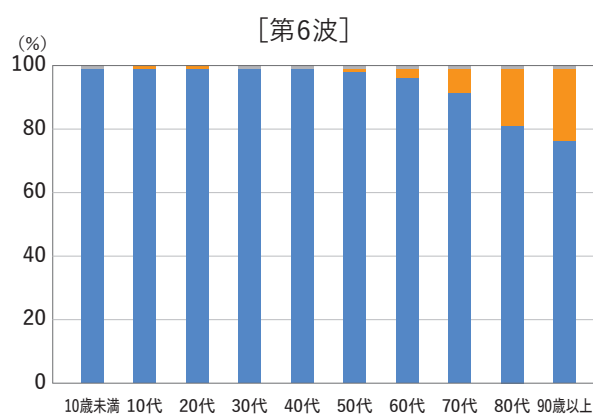
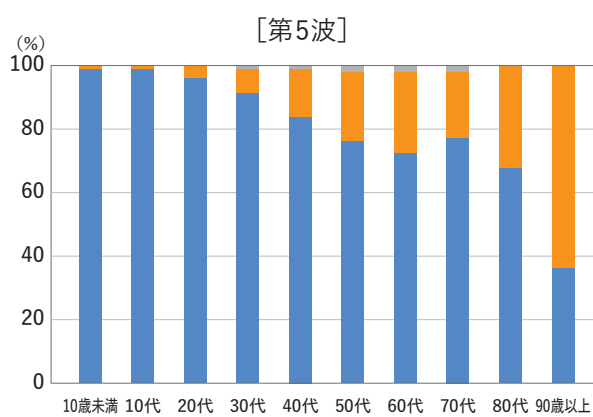
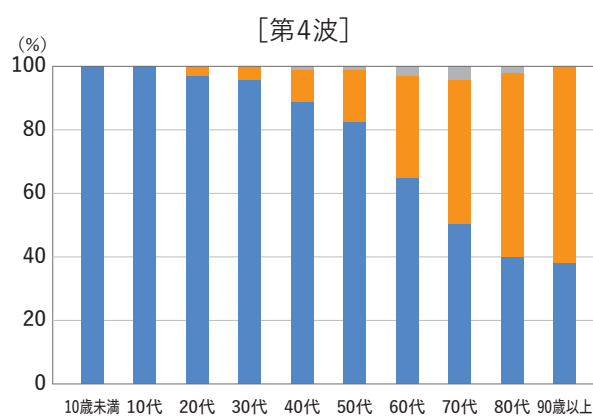
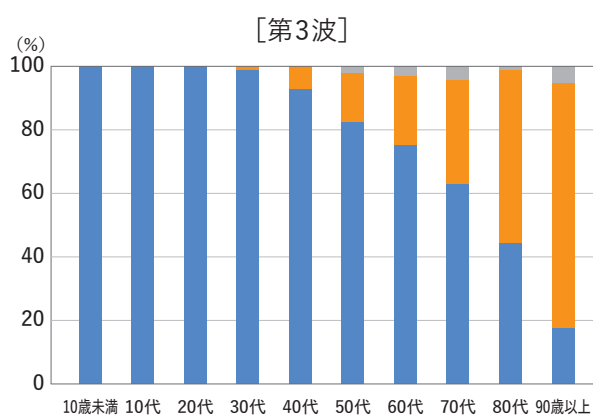
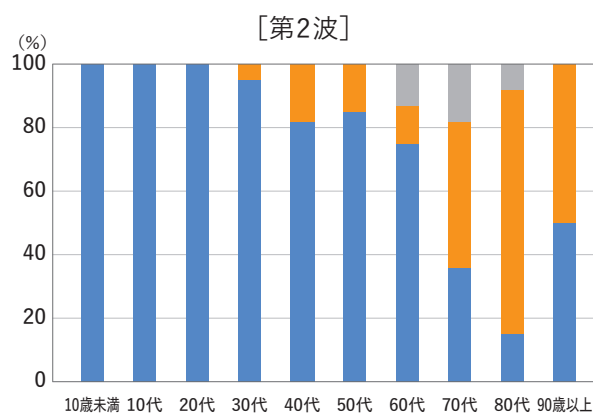
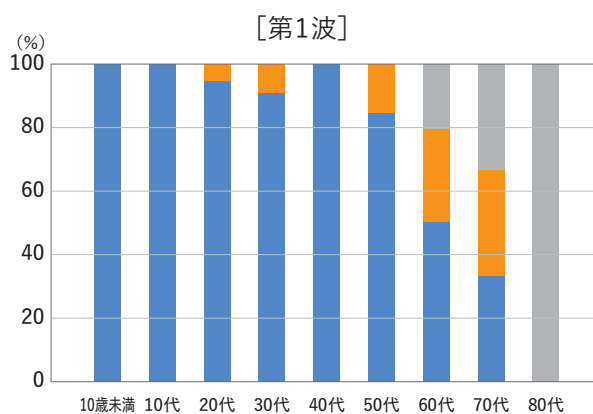


●陽性者の重症度割合 (最重症時のデータ)

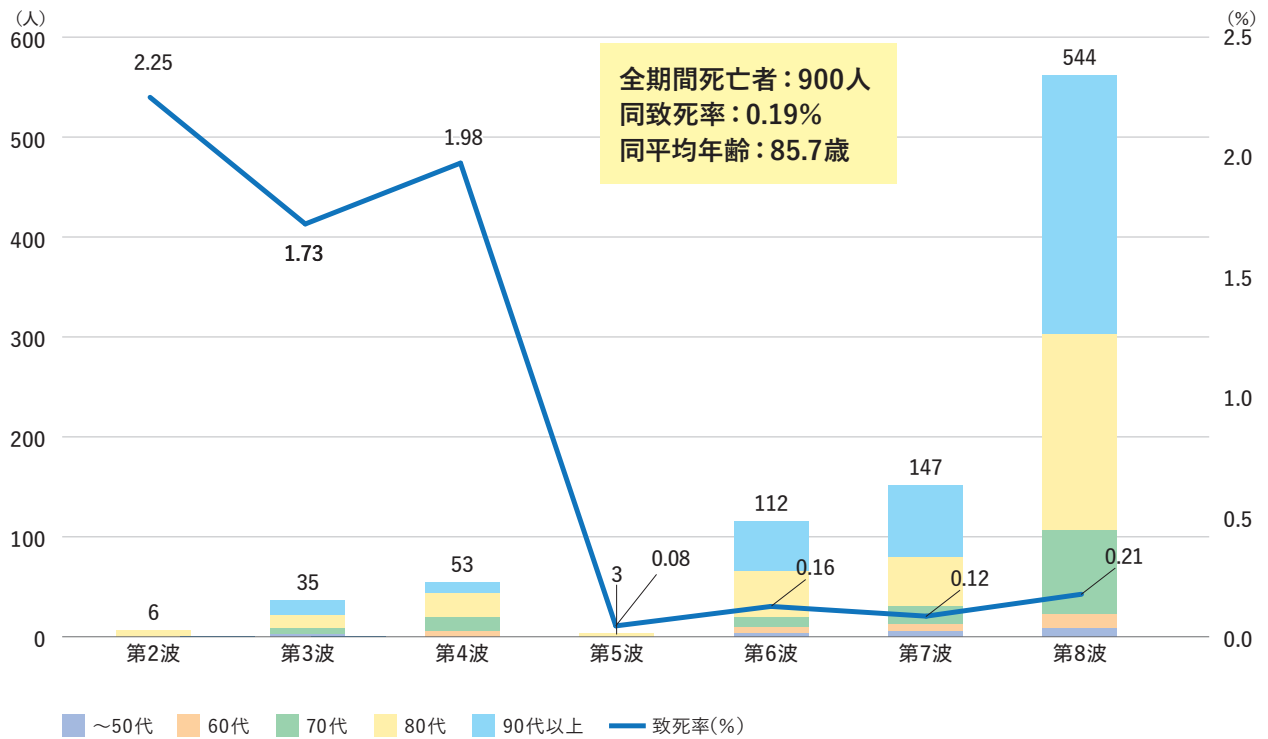


●年代別重症度割合

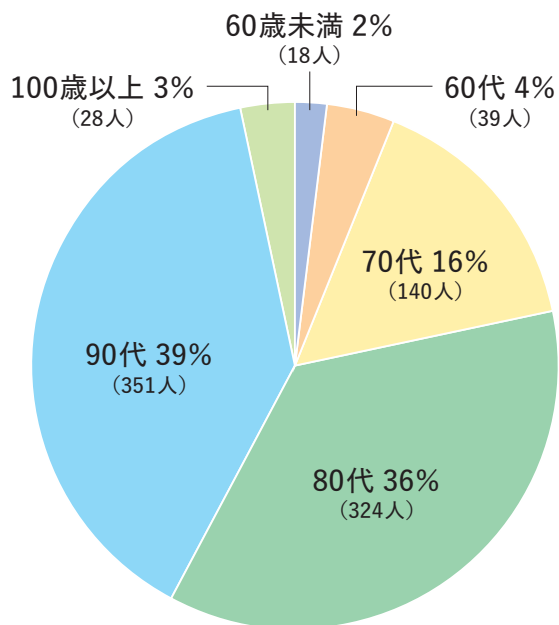
■ 軽症・無症状 ■ 中等症 ■ 重症



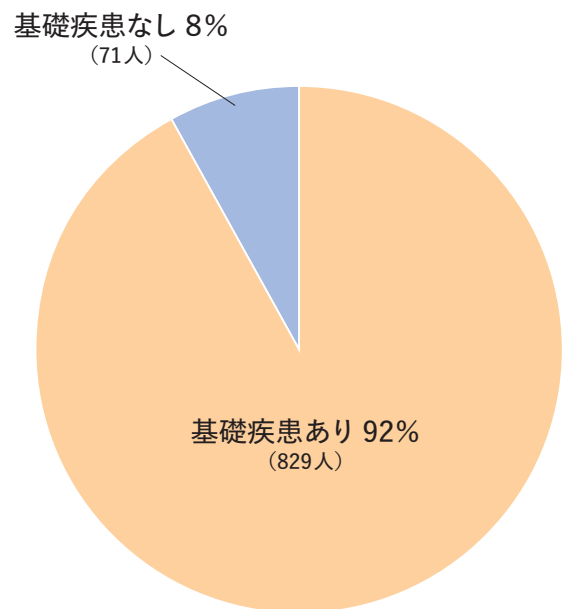
●死亡者数と致死率



●年代別死亡者数（第2～8波）

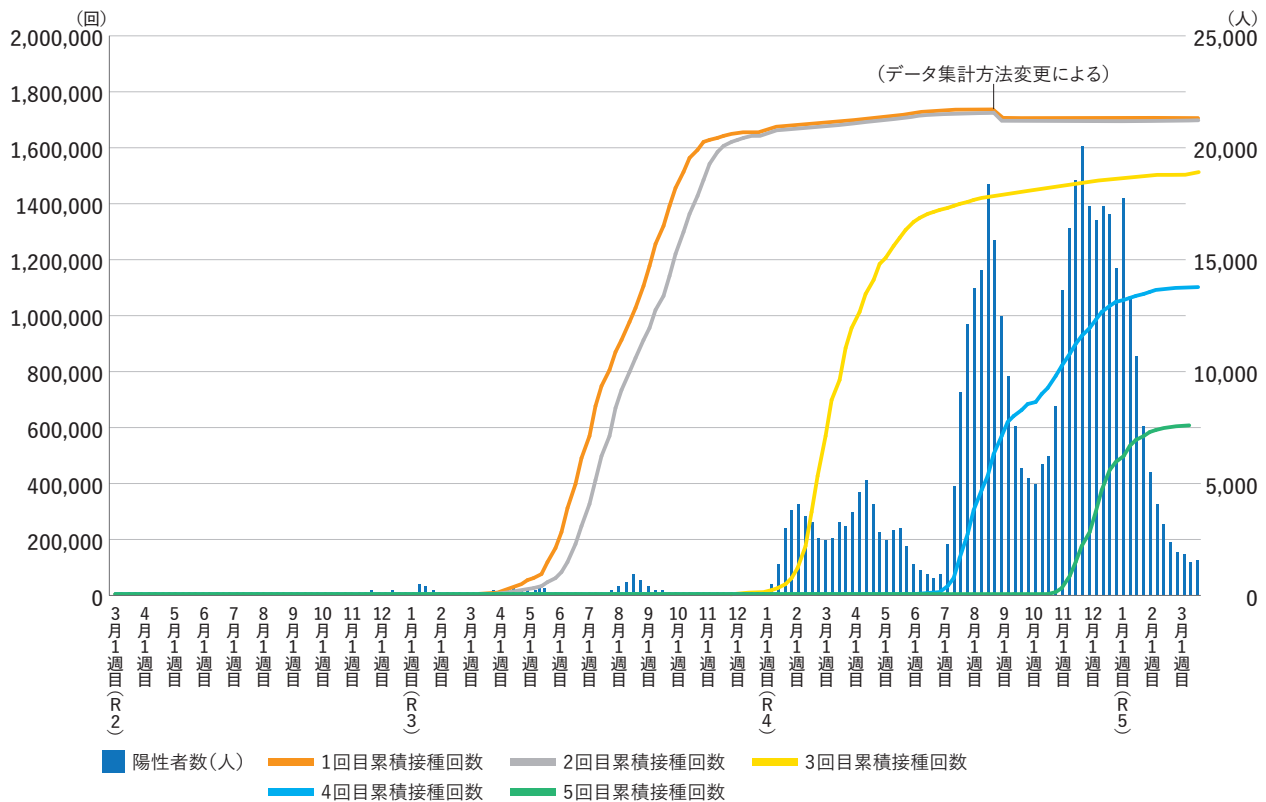


●死亡者と基礎疾患の有無

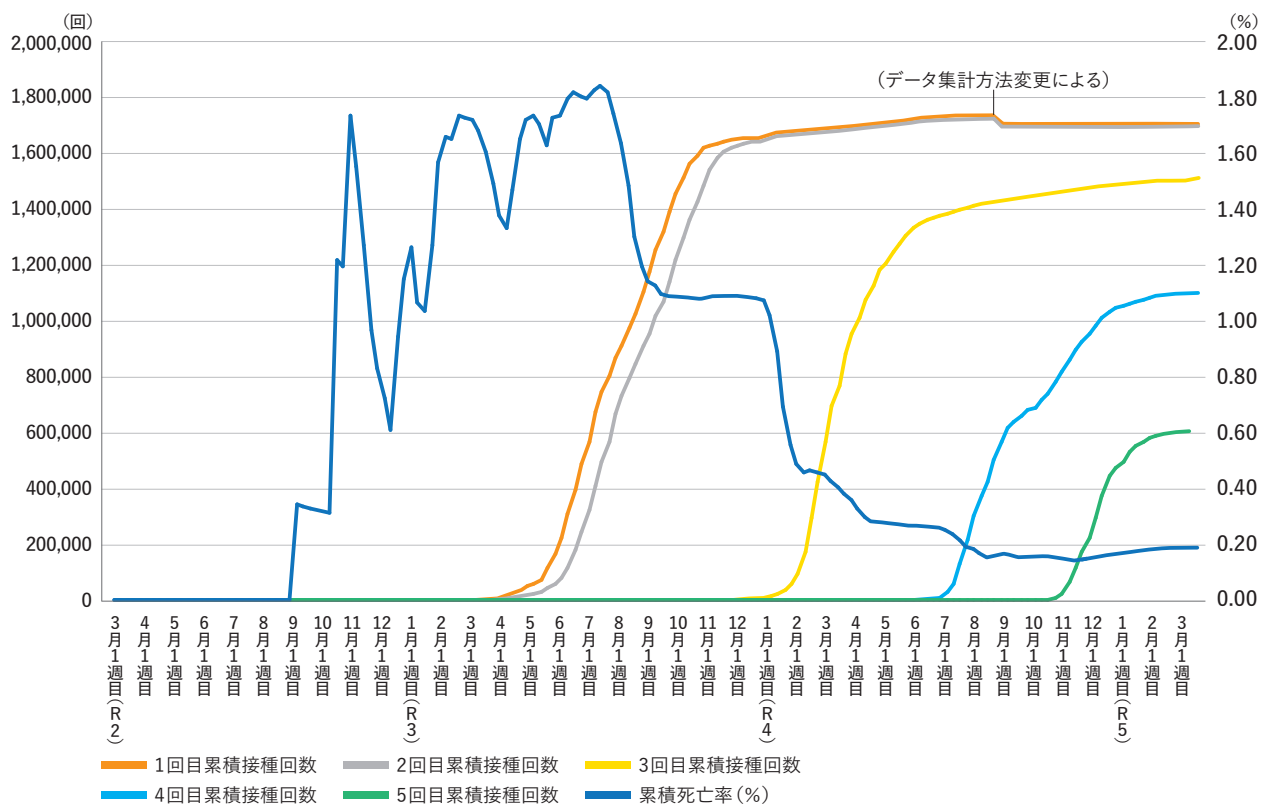


全体 (N=900)

● 累積ワクチン接種数と週間陽性者数



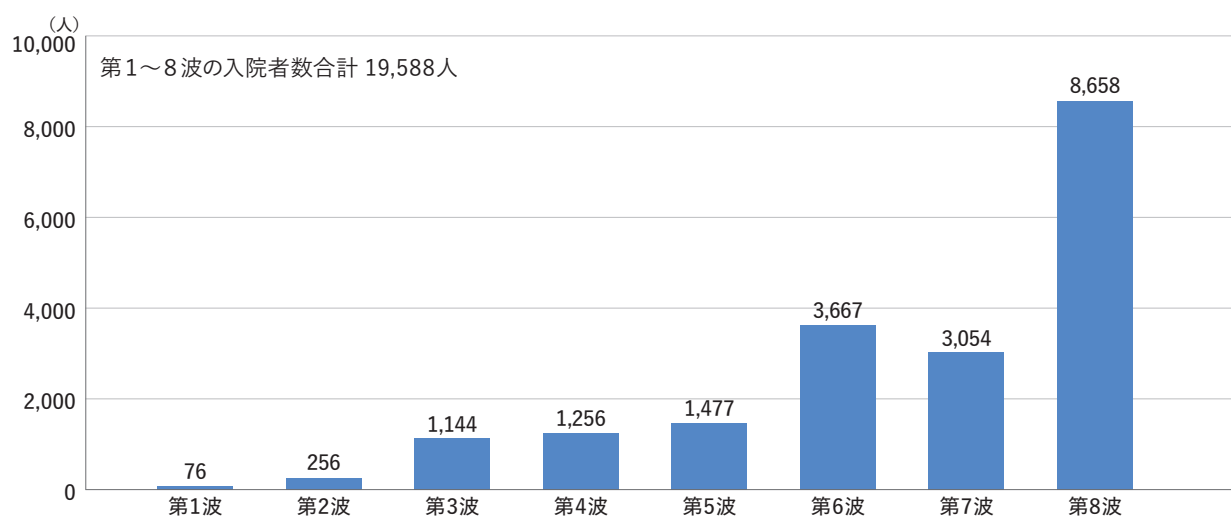
● 累積ワクチン接種数と累積死亡率



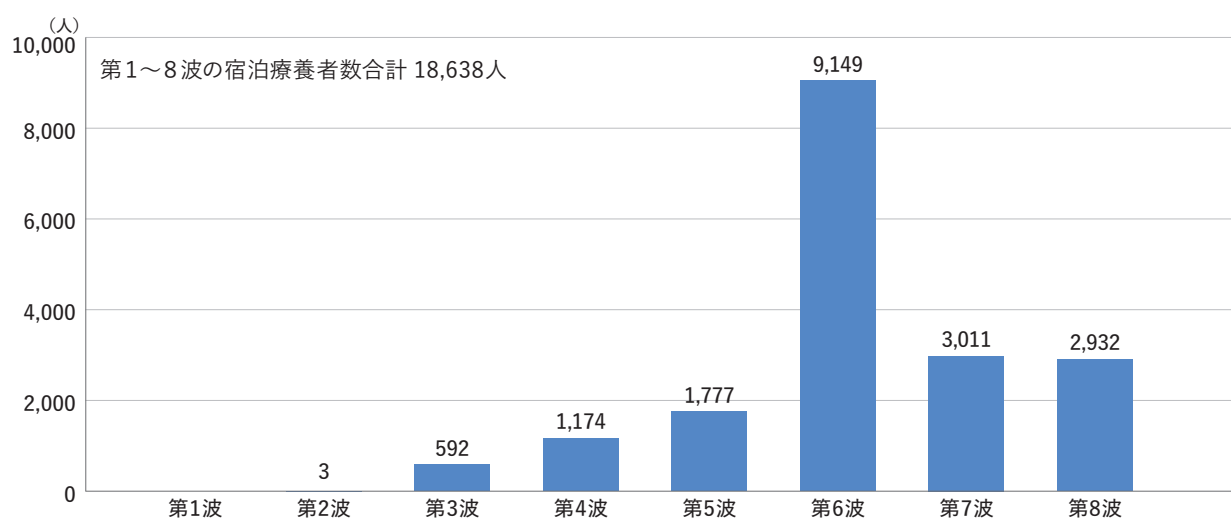
●陽性者のワクチン接種状況



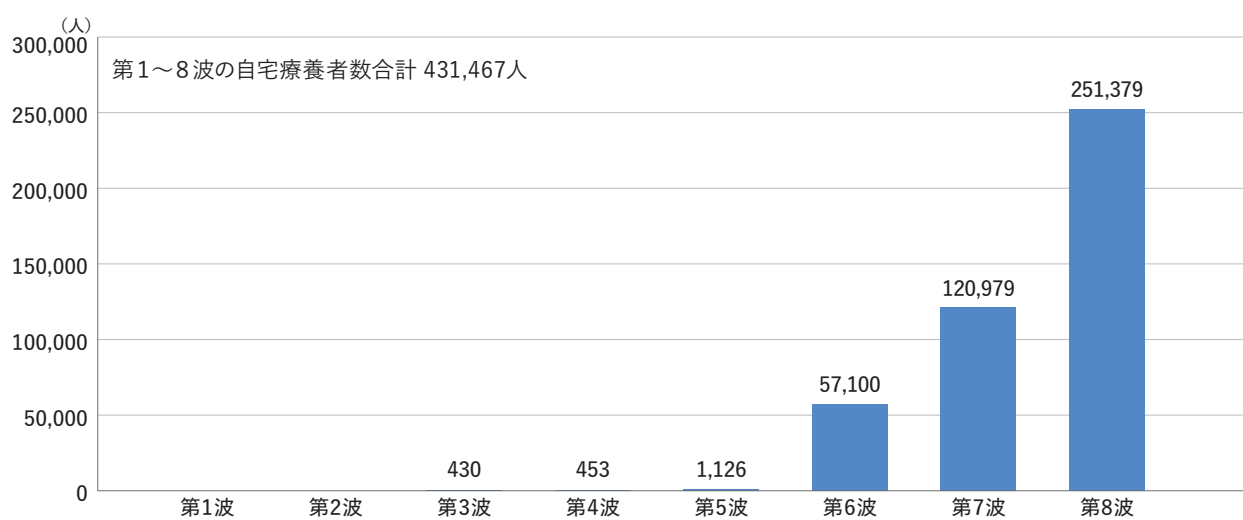
●入院者数



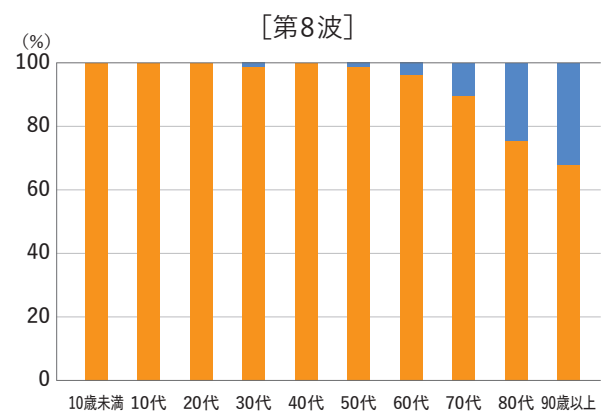
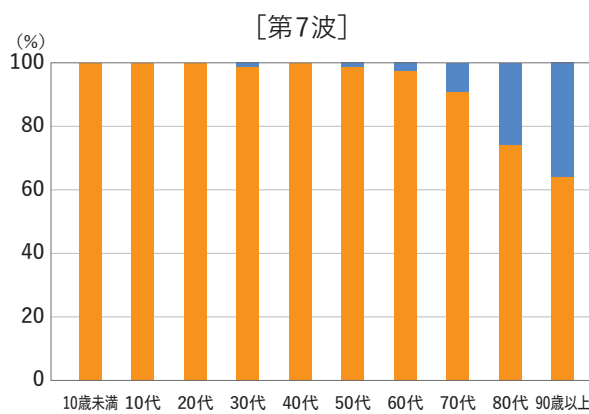
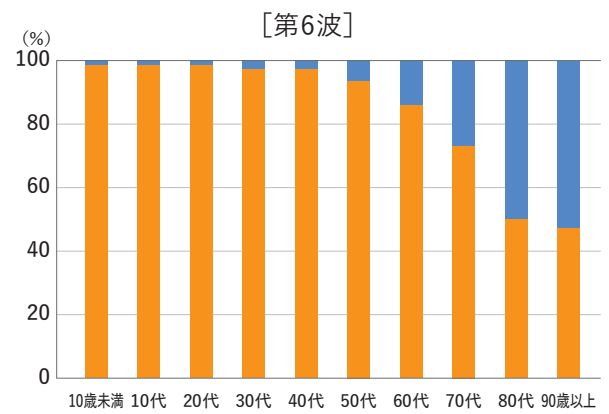
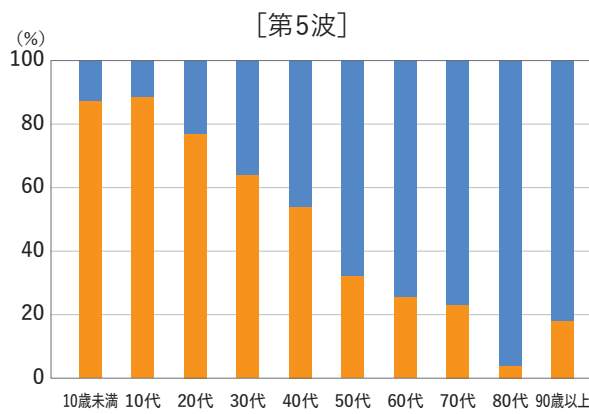
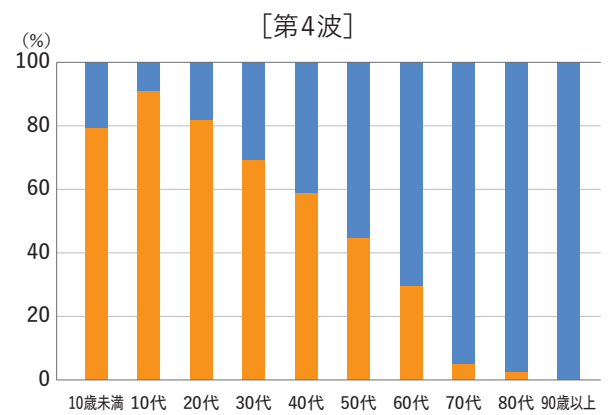
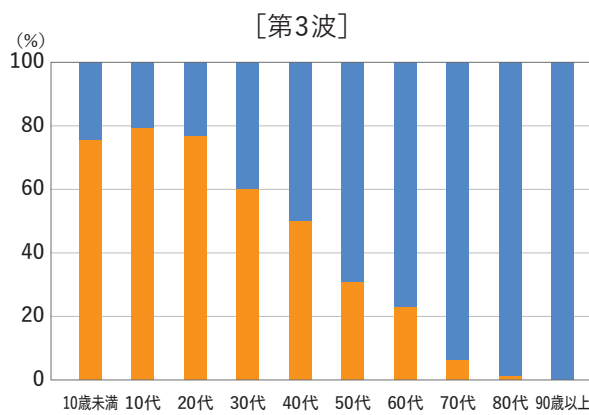
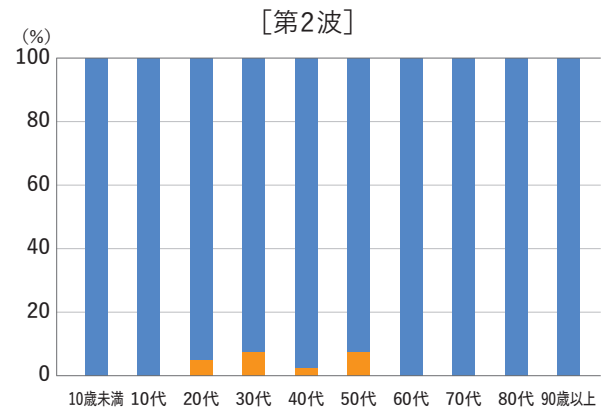
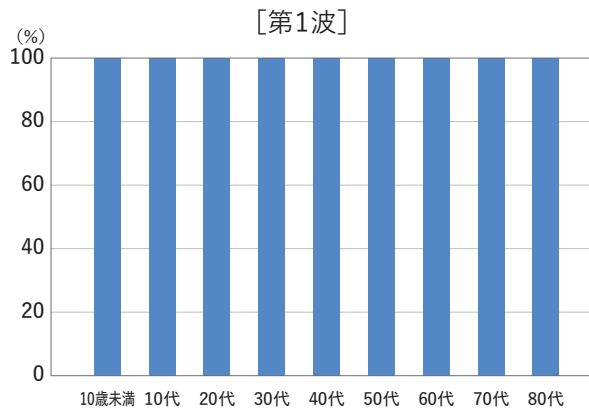
●宿泊療養者数



●自宅療養者数

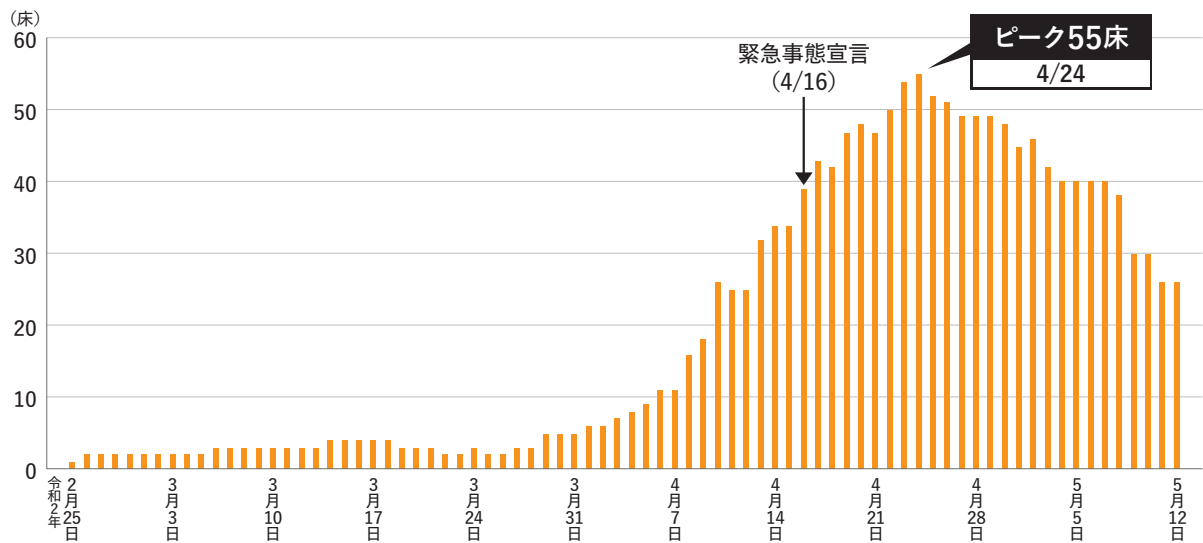


●年代別入院者の割合

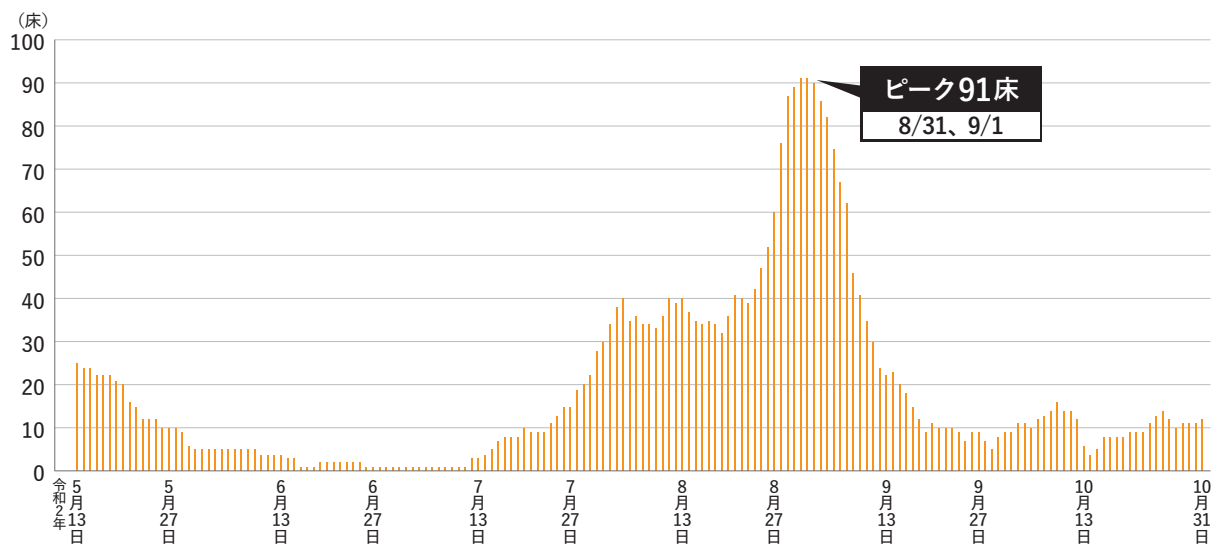
■ 自宅・宿泊
■ 入院者数


● 使用病床数 ■ 使用病床数

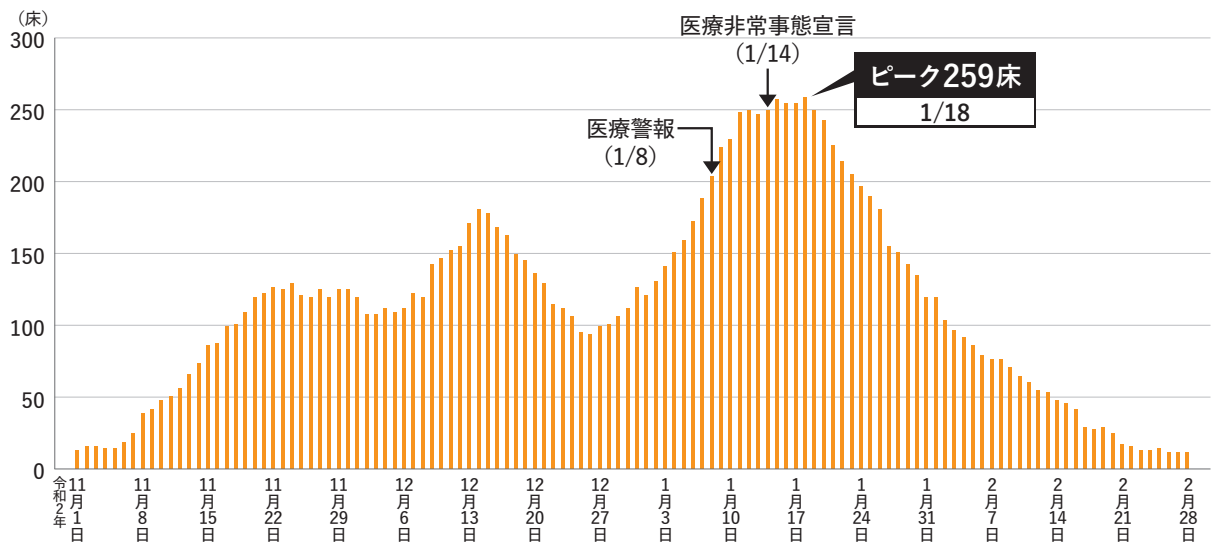
[第1波]



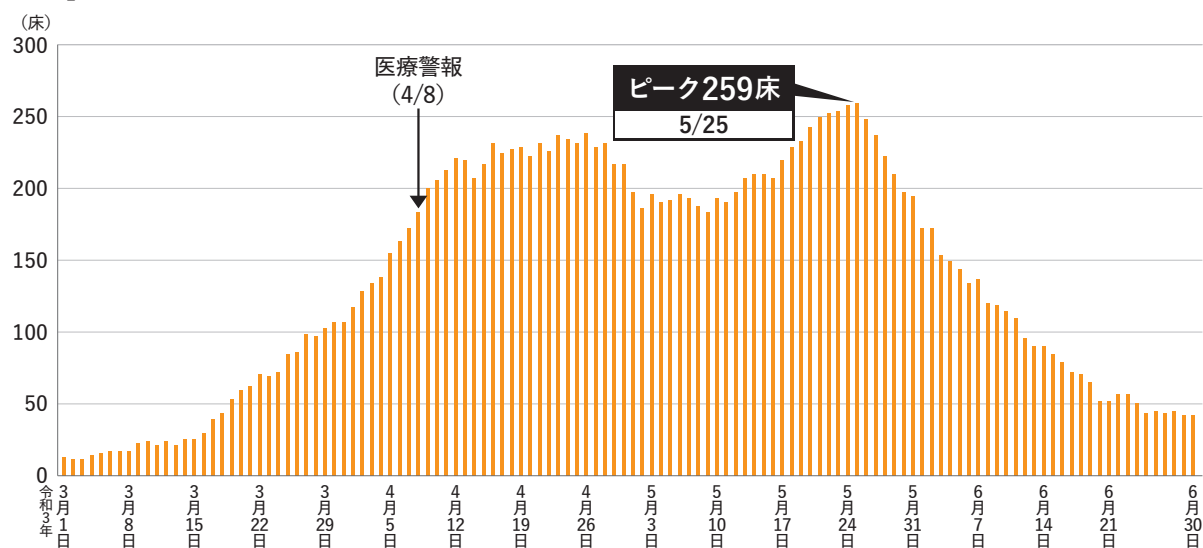
[第2波]



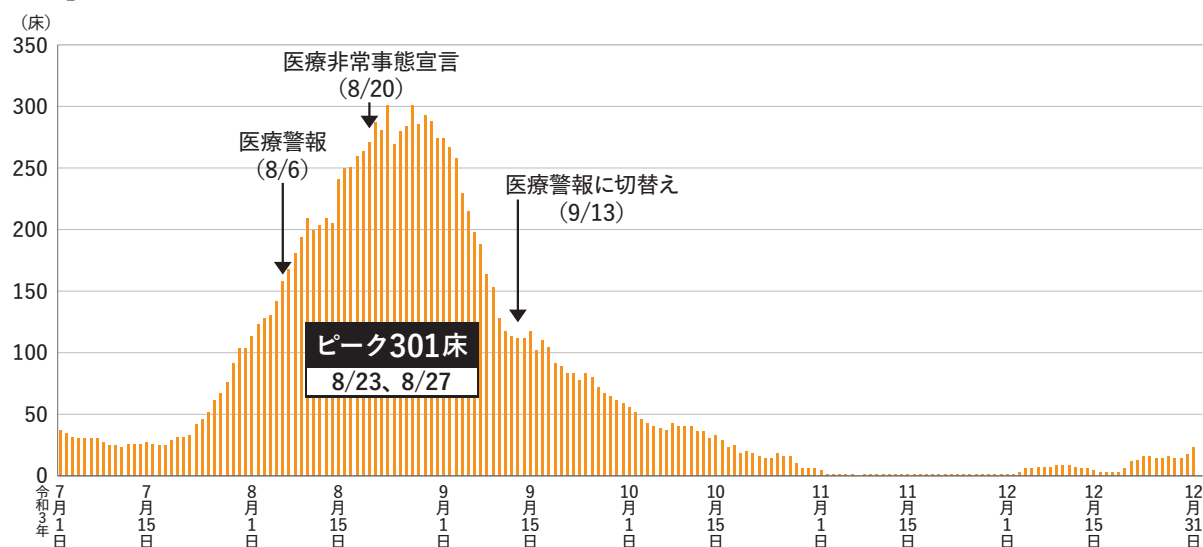
[第3波]



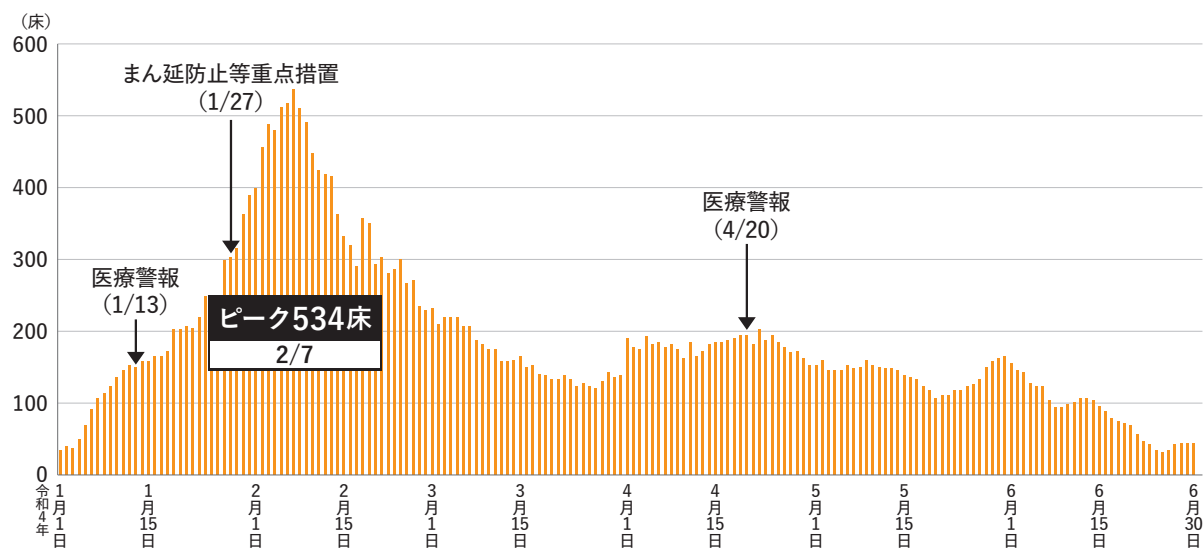
[第4波]



[第5波]

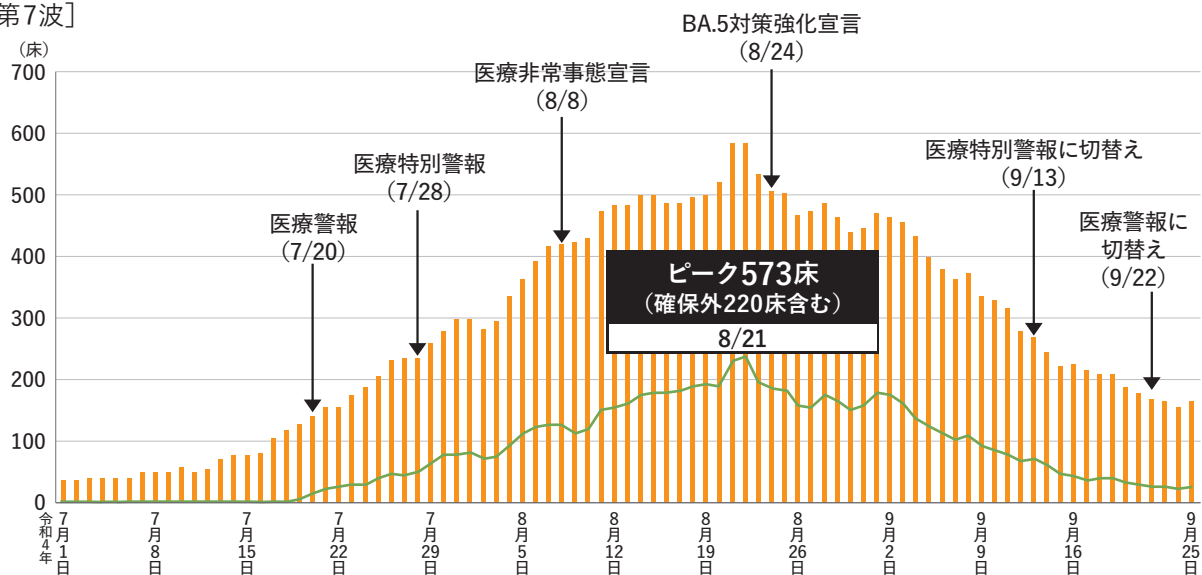


[第6波]

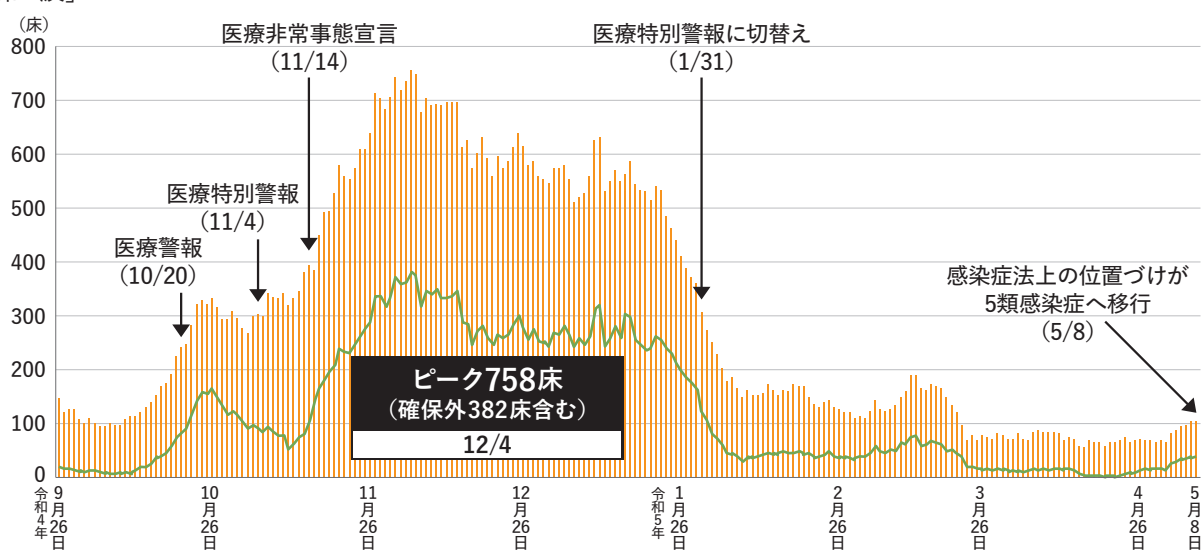


● 使用病床数 ■ 使用病床数 — 確保病床外への入院者数

[第7波]



[第8波]



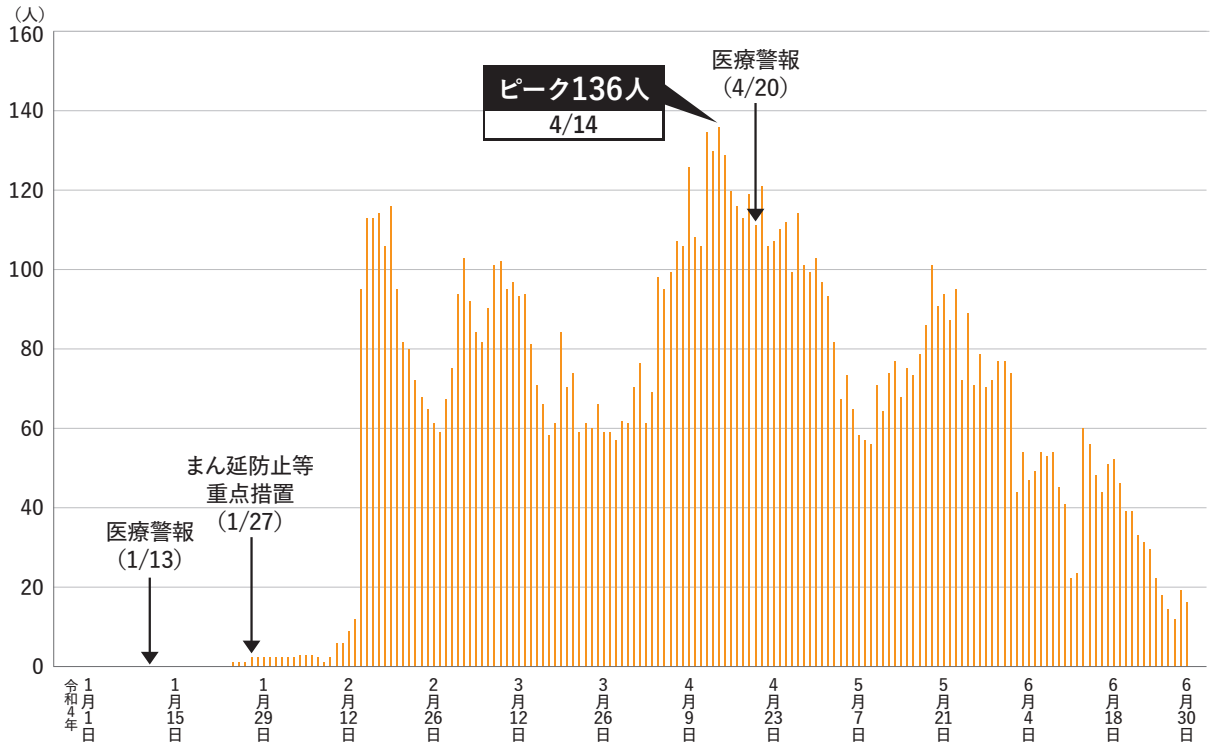
●医療従事者の欠勤状況

※G-MISにより病院から報告のあった数値を集計

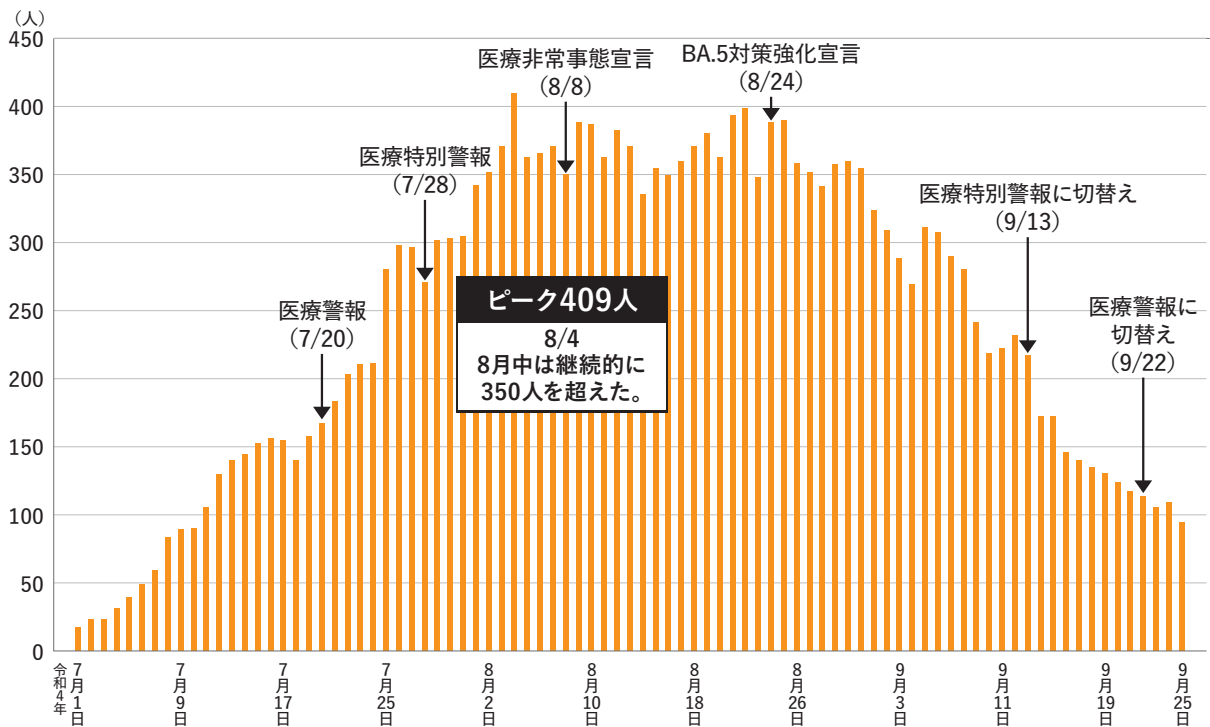
※新型コロナ関連で欠勤している職員数：本人・家族が感染、疑い患者、濃厚接触者であることに加え、新型コロナに関連した学校の休校等による家族の世話などを理由に休んでいる医師や看護職員の人数

■ 新型コロナ関連で欠勤している職員数（医師、看護職員）

[第6波]



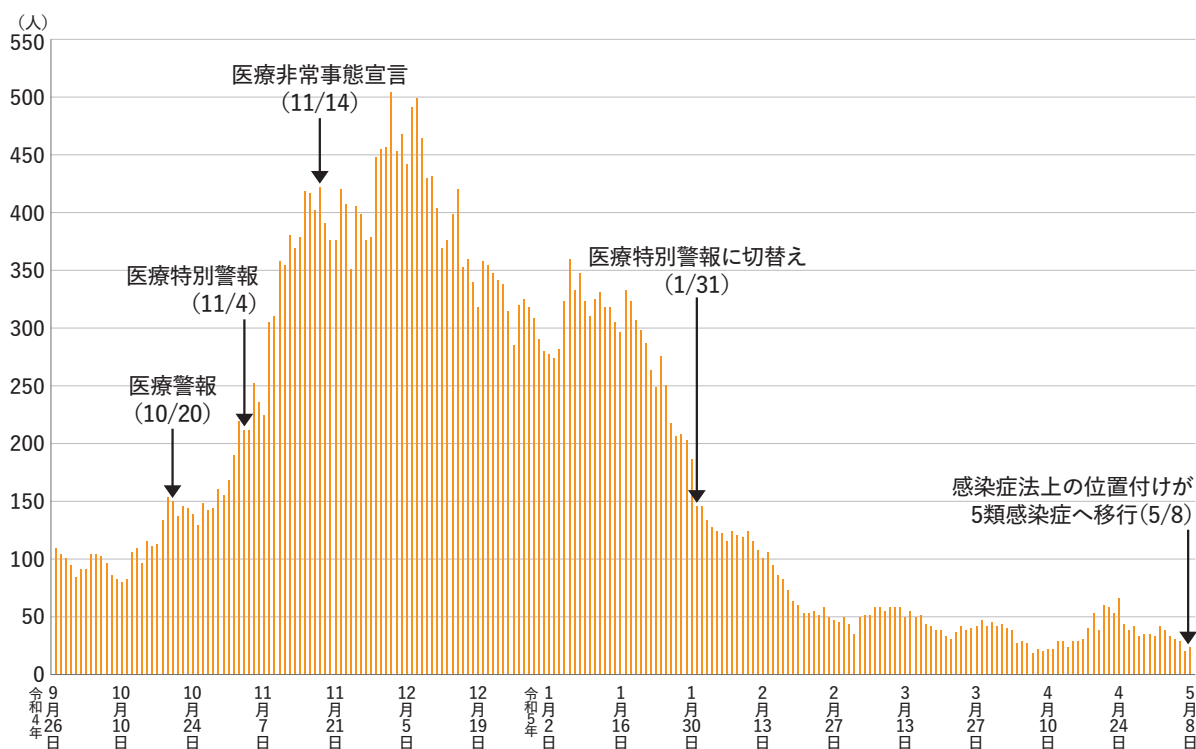
[第7波]



●医療従事者の欠勤状況

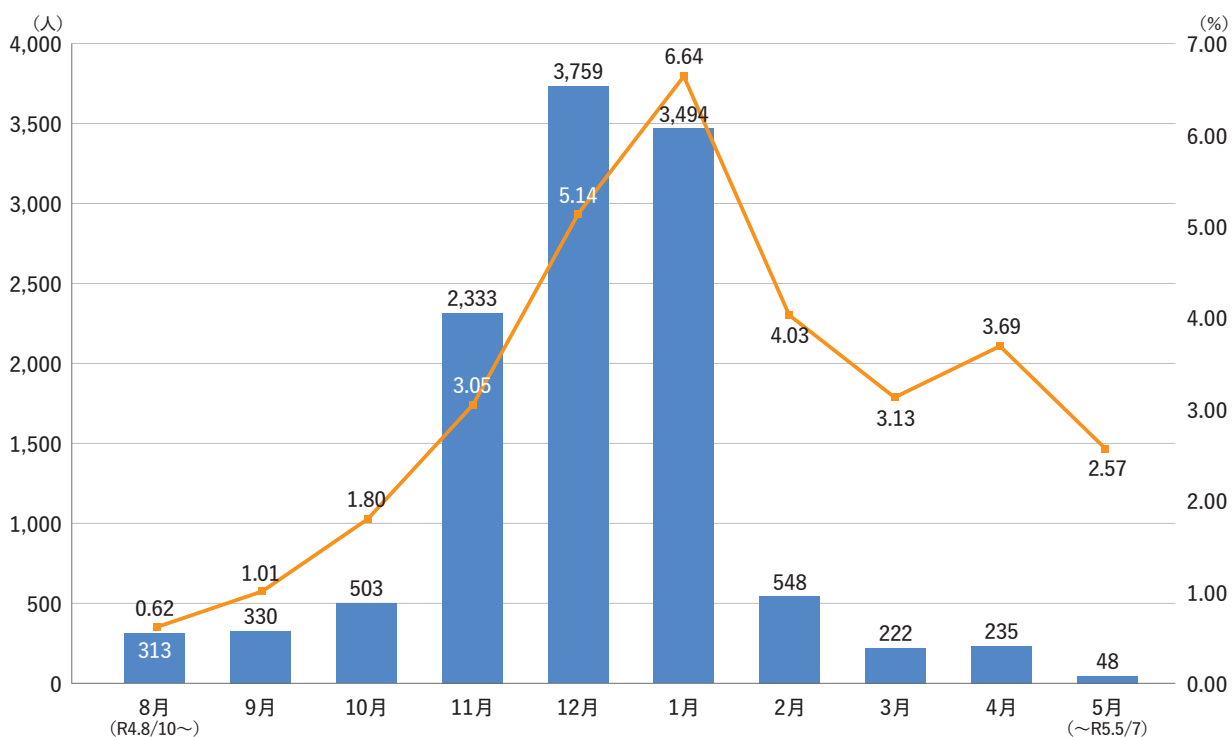
■ 新型コロナ関連で欠勤している職員数（医師、看護職員）

[第8波]



●軽症者登録センターによる陽性登録者数の人数と割合

■ 陽性登録者数(人) ■ 割合(%)



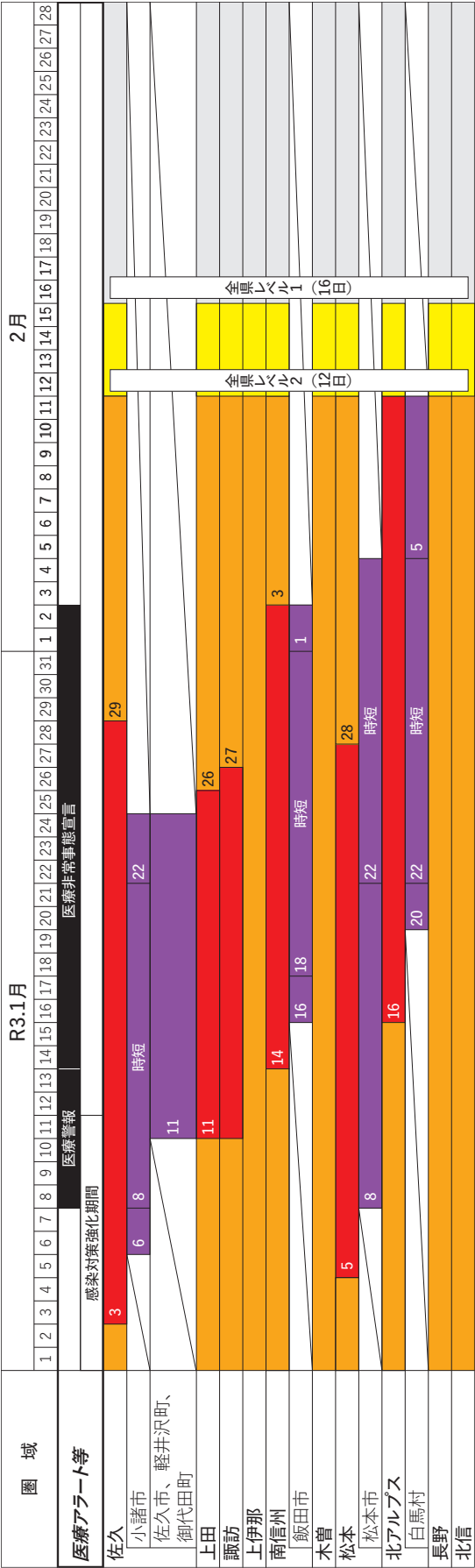
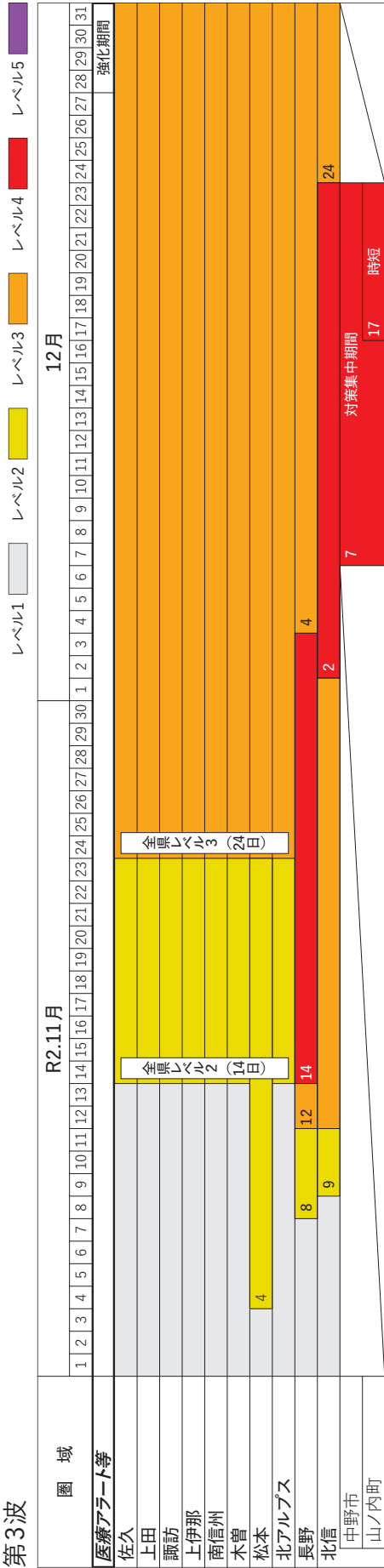
医療アラート・感染警戒レベル運用経過等

※期間の設定がない場合、引上げ発表当日から引下げ発表前日までを色塗りしている。

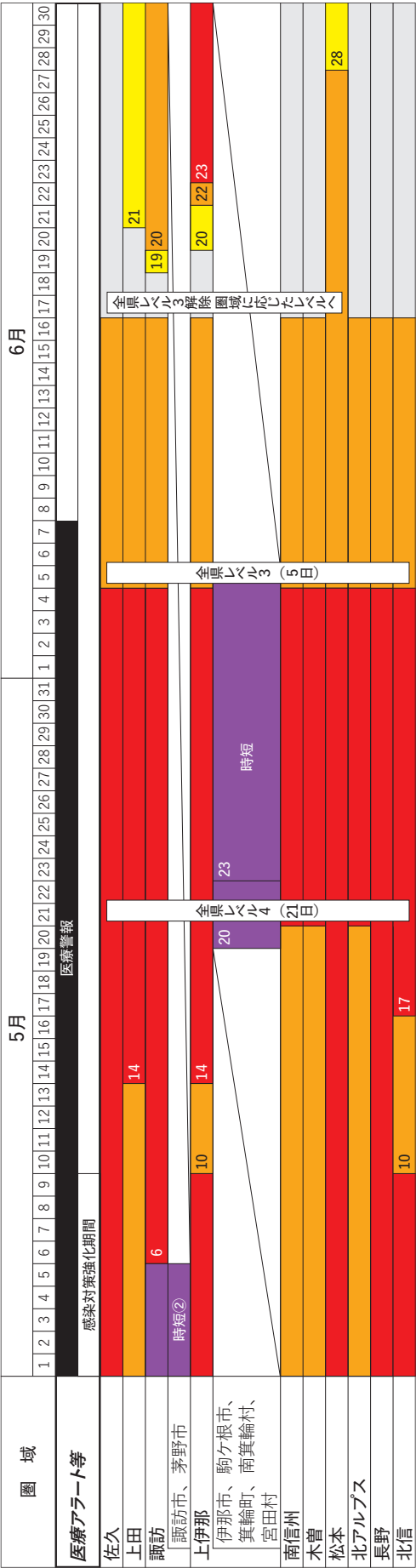
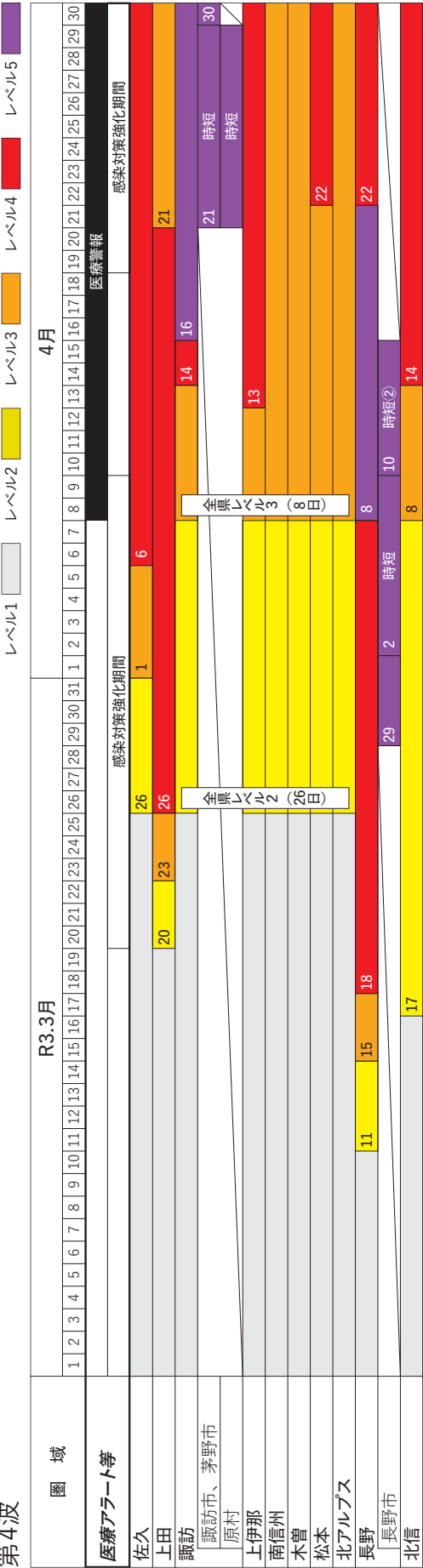
第2波

圏	域	R2.7月			8月																			9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	佐久																							19						25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

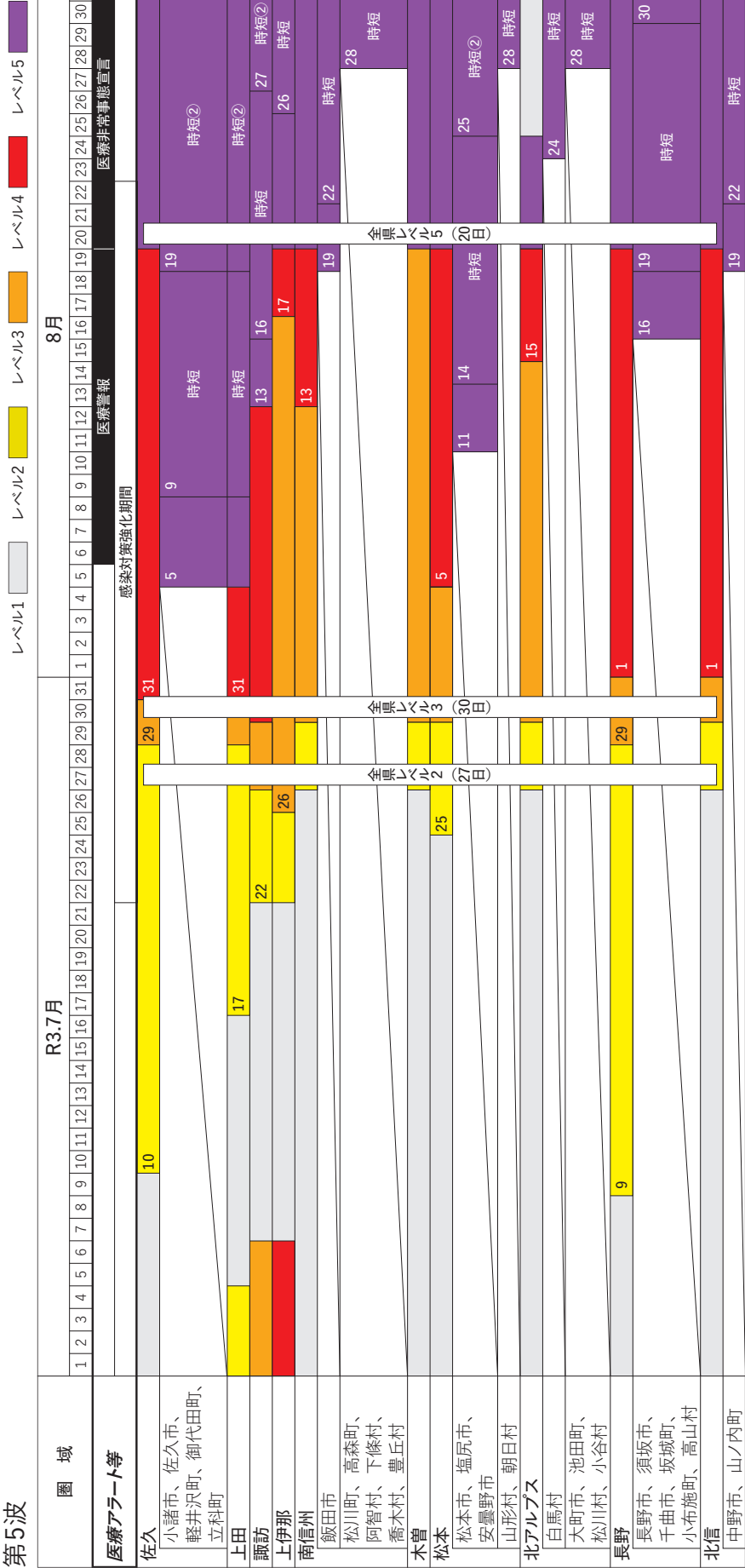
第3波



第4波



第5波



圏 域	R3.9月												10月																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
医療アラート等	医療非常事態宣言												警報																	
	集中対策期間																													
佐久																														
小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町	2 時短③																													
上田																														
上田市													9 時短③																	
諏訪																														
諏訪市、茅野市													10 時短②																	
上伊那																														
南信州													6 時短																	
飯田市																														
松川町、高森町、阿智村、下條村、喬木村、豊丘村	2 時短②																													
木曽																														
松本																														
松本市、塩尻市、安曇野市													8 時短③																	
山形村、朝日村													時短																	
北アルプス																														
白馬村													4 時短②																	
大町市、池田町、松川村、小谷村													時短②																	
長野																														
長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村													時短②																	
北信																														
中野市、山ノ内町																														

圏 域	11月												12月																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
医療アラート等																																
佐久																																
上田																																
諏訪																																
上伊那																																
南信州																																
木曽																																
松本																																
北アルプス																																
長野																																
北信																																

第6波

※第6波ではまん延防止等重点措置の適用まで、レベル5への引上げは市町村単位で実施した（市町村別①）

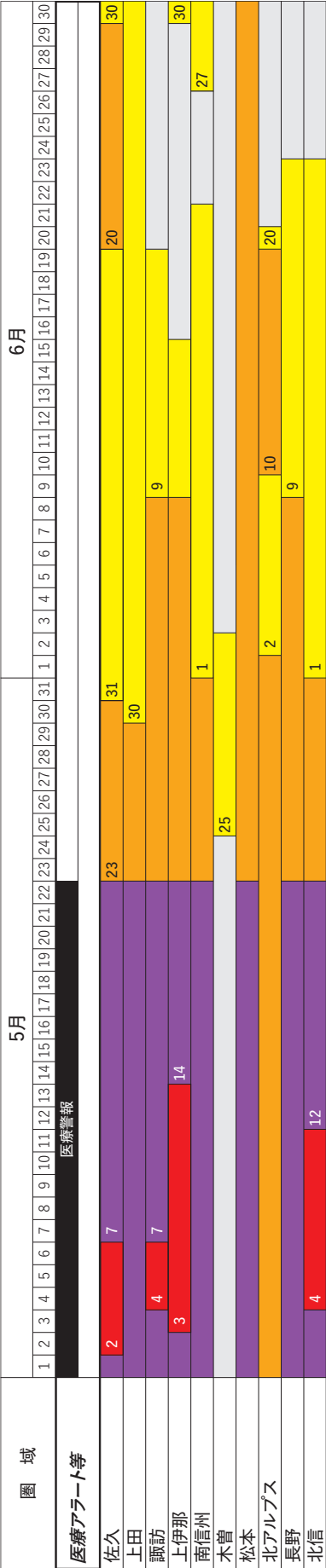
市町村		R4.1月										2月																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
医療アラート等		感染拡大予防期間										まん延防止等重点措置 医療警報																
		1	2	6						16																		
佐久	小諸市									14																		
	佐久市																											
	小海町																											
	佐久穂町																											
	川上村									18																		
	南牧村																											
	南相木村																											
	北相木村																											
	軽井沢町									13																		
	御代田町									24																		
上田	立科町									13																		
	上田市									17																		
	東御市																											
	長和町																											
	青木村									15																		
	岡谷市									19																		
	諏訪市									16																		
	茅野市									17																		
	下諏訪町									19																		
	富士見町									15																		
伊那	原村									24																		
	伊那市									13																		
	駒ヶ根市									16																		
	辰野町									17																		
	箕輪町																											
	飯島町																											
	南箕輪村																											
	中川村																											
	宮田村									23																		
	飯田市			8 9																								
南信州	松川町									11																		
	高森町																											
	阿南町																											
	阿智村																											
	平谷村																											
	根羽村																											
	下條村																											
	売木村																											
	天龍村																											
	泰阜村																											
大鹿村	喬木村									11																		
	豊丘村									14																		

まん延防止等重点措置(11月27日から3月6日まで)
→ 全圏域レベル6

(市町村別②)

		R4.1月												2月															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
市町村		医療警戒																											
医療アラート等		感染拡大予防期間														まん延防止等重点措置													
木 曽	上松町																												
	南木曽町																												
	木曽町																												
	木祖村																												
	王滝村																												
	大桑村																												
	松本市																												
	塩尻市																												
	安曇野市																												
	麻績村																												
松 本	生坂村																												
	山形村																												
	朝日村																												
	筑北村																												
	大町市																												
北 ア ル プ ス	池田町																												
	松川村																												
	白馬村																												
	小谷村																												
	長野市																												
長 野	須坂市																												
	千曲市																												
	坂城町																												
	小布施町																												
	高山村																												
	信濃町																												
	飯綱町																												
	小川村																												
	中野市																												
	飯山市																												
	山ノ内町																												
北 信	木島平村																												
	野沢温泉村																												
	栄村																												

第6波



第7波

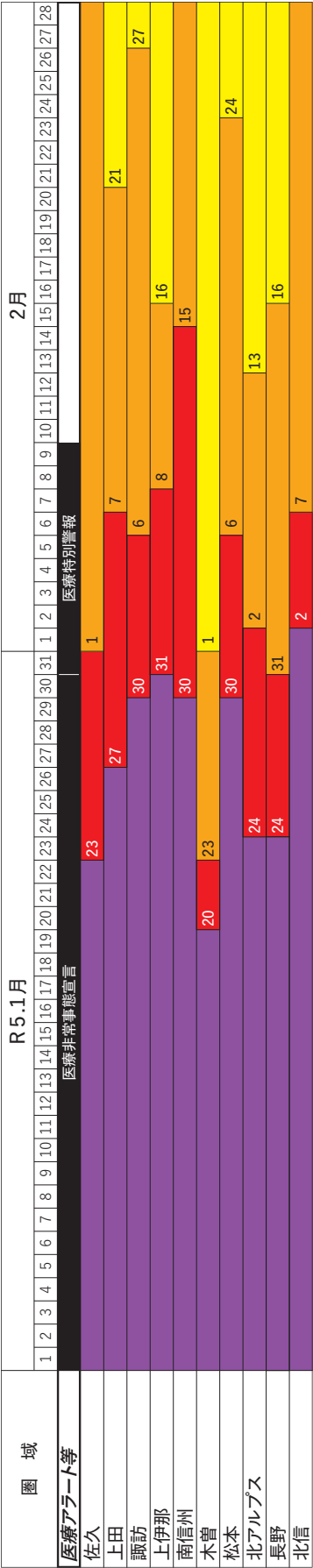
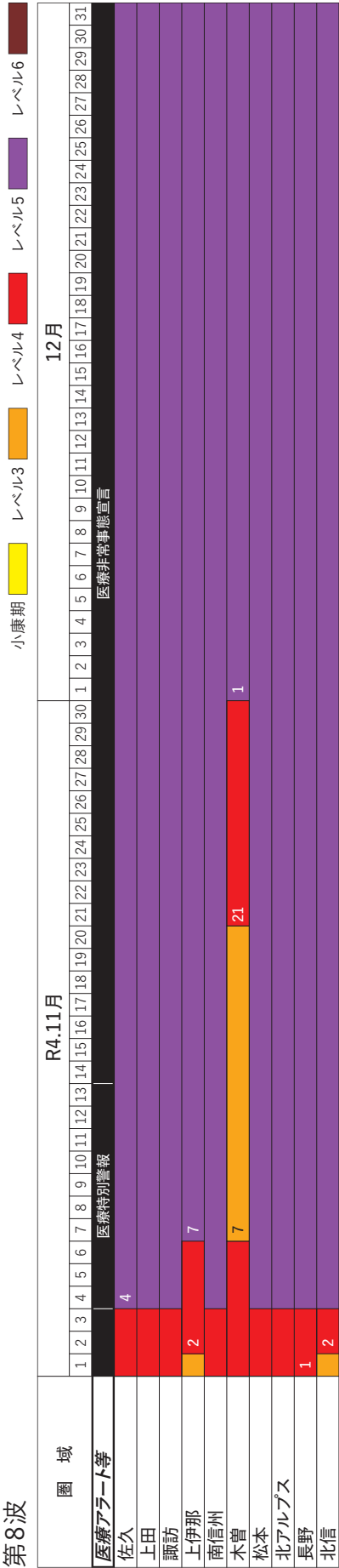
第1波

圏 域	R4.7月															8月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	医療アラート等															医療警報					医療特別警報					医療非常事態宣言					BA.5 対策強化宣言																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
佐久						6											20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

第7～8波

圏 域	9月																															10月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																															
医療アラート等	医療非常事態宣言															医療特別警報																医療警報																														
	BA.5～																																																													
佐久												13							22												20																															
上田																																																														
諏訪																																																														
上伊那																																					28																									
南信州																																																														
木曽																																																														
松本												13		16						30													26		28																											
北アルプス																																																														
長野																																				28																										
北信																																																														

第8波



第8波後

第8波後																															小康期												レベル3												レベル4												レベル5												レベル6											
R5.3月																															4月																																																											
圏 域																															1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																													
医療アラート等																																																																																										
佐久																															6																																																											
上田																																																																																										
諏訪																																																																																										
上伊那																																																																																										
南信州																															7																																																											
木曽																																																			20											26																												
松本																																																																																										
北アルプス																																																																																										
長野																																																	20																																									
北信																																																	20																																									

[illegible]

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月
医療アラート等	未発出	8/29～ 医療警報	9/20～ 未発出				1/12～ 医療警報		3/7～ 未発出

関連条例

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月25日

条例第2号

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布します。

長野県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の規定により、長野県新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(新型インフルエンザ等対策本部長等の職務)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長は、新型インフルエンザ等対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部長、新型インフルエンザ等対策副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、新型インフルエンザ等対策本部長が任命する。

6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

(部)

第3条 新型インフルエンザ等対策本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、新型インフルエンザ等対策本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例

令和2年7月9日

条例第25号

改正 令和3年3月25日条例第2号

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例をここに公布します。

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について定めることにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）と相まって、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な県民生活を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症等」とは、法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。

一部改正〔令和3年条例2号〕

(条例対策本部の設置等)

第3条 知事は、県の区域において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認めるときは、新型コロナウイルス感染症等に関する対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。ただし、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されているときは、この限りでない。

2 条例対策本部の長は、知事をもって充てる。

3 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策に関し、県が実施する施策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

4 知事は、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたとき又は新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがないと認められたときは、条例対策本部を廃止するものとする。

5 この条に定めるもののほか、条例対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(基本的方針の策定)

第4条 県対策本部（条例対策本部又は法第22条第1項に規定する都道府県対策本部をいう。以下同じ。）は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る基本的方針（以下「基本的方針」という。）を

定めるものとする。

(感染症等に対する対策の実施等)

第5条 県は、県民、県の区域に滞在する者及び事業者（以下この条及び第10条において「県民等」という。）に対し、基本的方針に基づく新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について周知し、県民等が自ら感染を防止するための対策を適切に講ずることができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

2 県は、県民が安全で安心な生活を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症等に関し、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を実施するものとする。

3 県対策本部の長は、県民等に対し、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講ずるよう協力を求めることができる。

(まん延を防止するための協力の求め等)

第6条 県対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して県対策本部の長が定める期間及び区域において、新型コロナウイルス感染症がまん延していると認められる地域との人の往来を誘発させる施設のうち基本的方針で定めるものを管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他基本的方針で定める措置を講ずることを検討するよう協力を求めることができる。

2 条例対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して条例対策本部の長が定める期間及び区域において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める協力を求めることができる。

(1) 県民及び県の区域に滞在する者 生活の維持に必要な場合を除きこれらの者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないことその他の新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に必要な協力を行うこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下この号及び附則第3項において「政令」という。）第11条第1項（第15号を除く。）に規定する多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者 当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令第12条各号（第6号を除く。）に掲げる措置のうち基本的方針で定めるものを講ずることを検討するよう協力すること。

3 前2項の規定による協力の求めは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要最小限のものでなければならない。

一部改正〔令和3年条例2号〕

(県民及び事業者に対する措置)

第7条 県は、新型コロナウイルス感染症等により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本的方針等についての意見の聴取)

第8条 県対策本部の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、市町村の長を代表する者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 基本的方針を策定し、又は変更する場合
- (2) 法第24条第9項に規定する要請、法第31条の4第6項、法第31条の6第1項若しくは第2項若しくは法第45条第1項若しくは第2項の規定による要請若しくは法第31条の6第3項若しくは法第45条第3項の規定による命令又は第6条第1項若しくは第2項の規定による協力の求め（次条第3号において「要請等」という。）を行う場合

一部改正〔令和3年条例2号〕

(県対策本部の設置等の報告)

第9条 知事は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨を議会に報告しなければならない。

- (1) 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合
- (2) 基本的方針を策定し、又は変更することとした場合
- (3) 要請等を行うこととした場合

(患者、医療関係者等への配慮)

第10条 県民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷^{ひぼう}をしてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に県対策本部が定めている新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る方針等は、新型コロナウイルス感染症に関する第4条の規定により定められた基本的方針とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県対策本部が行っている政令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設以外の施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する当該施設の使用の制限その他の措置を講ずることを検討することへの協力の依頼は、第6条第1項の規定により行われた協力の求めとみなす。

(検討)

- 4 県は、この条例の施行後2年以内を目途として、関係法令の改廃の状況、医学医療の進歩の推移、新型コロナウイルス感染症等の発生及びまん延の状況、新型コロナウイルス感染症等の病原体の変異等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和3年3月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

■ 対応方針（一例として、緊急事態宣言発令時の対応方針を掲載）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 長野県の緊急事態措置等

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本県では、4月7日に7都府県を対象区域とする緊急事態宣言が発令されたことを受けて、感染対策強化期間を設け、また、長野・松本両圏域に新型コロナウイルス警戒宣言を発令するなど感染防止に全力を挙げて取り組んでまいりました。

我が国における新型コロナウイルス感染症への対処の全般的方針は

- ・各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する
- ・重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす
- ・社会・経済機能への影響を最小限にとどめる

ことであり、今般、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、全ての都道府県が一体となり改めて対策を強化することが求められています。

特に本県では、感染拡大地域からの人の移動によって感染拡大の傾向が続いており、今後、大型連休において本県への人の移動が起これば、地域内でのまん延が急速に進み、医療が機能不全に陥るおそれがあります。こうした「人の移動による感染拡大」は、本県のみならず、全国的な感染拡大を防ぐ観点から直面する大きなリスクであり、これに対して十分な対策を講じることが、今最も求められているところです。

このことを踏まえ、これまでの取組に加え、本県が緊急事態宣言の対象区域とされている5月6日までの間、次の取組の強化を実施又は要請いたします。

県民・事業者の皆様には、感染拡大地域との往来を自粛することや、人との接触機会を極力減らすこと、医療機関での感染を防ぐこと、感染リスクが高い場所への出入りを避けることなど、これまでも「感染対策強化期間」や「新型コロナウイルス警戒宣言」に伴って様々なお願いをしてまいりました。これらに加えて、さらに厳しいお願いをすることとなりますが、自らの身を守る、そして、大切な方の命を守るため、何卒ご理解とご協力をお願いします。

県民一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。

1 県民の皆様へ（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項）

〔徹底した外出自粛の要請〕

- 人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請します。

「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。また、ご家族の健康管

理にも留意してください。

〔生活の維持に必要な場合〕

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

〔県域をまたいだ移動自粛の要請〕

- 県域をまたいで移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。

また、県外にお住まいの皆様におかれましても、不要不急の帰省や旅行など、県外から本県へお越しになることは絶対に避けてください。

なお、これまで行ってきた感染防止のための様々なお願いについても、引き続き徹底をしてください。

2 事業者の皆様へ

〔指定公共機関等の事業継続の依頼〕

- 指定公共機関、指定地方公共機関その他の社会生活の維持のため必要な事業者（インフラ、生活必需物資の供給、金融、物流・運送等）は、まん延期においても業務継続計画（BCP）に基づき事業が継続できるよう、感染防止策の徹底を図ってください。

〔一般の事業所における感染防止策の徹底等の依頼〕

- 職場への通勤は外出自粛等の要請から除かれますが、上記以外の事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より大幅に少なくなるよう努めてください。

また、職場における人の密度を下げ、手洗いの励行、マスクの着用、定期的な換気など感染防止策を徹底してください。

〔飲食店やスーパーマーケットにおける感染防止策の徹底等の依頼〕

- 飲食店においては、お客様の間隔を空けるなど感染防止策を強化するとともに、宅配やテイクアウトの導入を積極的に検討してください。また、スーパーマーケットなど不特定の方が利用する店舗においては、レジで並ぶ場合に距離をとるなど、感染防止に配慮をお願いします。

〔施設の使用制限の検討〕

- 施設の使用制限等については、感染拡大防止の効果や県民生活及び県内経済に対する影響を十分考慮した上、今後、国と協議して検討します。

3 県としての取組

〔学校の休業等〕

- 県立学校については、全校一斉休業とします。なお、やむを得ず児童生徒を登校させる場合にあっては、

感染拡大防止のための措置をさらに徹底します。市町村に対しても同様の措置をとるよう要請します。

〔県有施設等の休止〕

- 県外等から利用者呼び込むおそれがあることから、社会生活を維持するための施設を除き、不特定多数の方が利用する県有施設は、休止します。市町村に対しても、宿泊施設、道の駅、キャンプ場、美術館など誘客のための施設は休止を含めて検討するよう要請します。

〔医療提供体制や検査体制の強化〕

- 初期診断から検体採取までを一貫して行う場を地域ごとに早急に設置するなど、医療提供体制や検査体制を迅速に強化します。

〔県の業務体制の改革〕

- 県庁は、「新型コロナウイルス感染症対策」や「県民の生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、各所属の執務室における従事職員数を通常時の概ね5割減とします。

4 その他

〔適切な購買活動についての依頼〕

- 物流や交通機関が全面的にストップすることはありませんので、日用品の買い占めなどは行わないでください。

〔人権への配慮についての依頼〕

- 患者・感染者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 長野県における緊急事態措置等（第2弾）

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

4月17日、本県は、緊急事態宣言が全国に発令されたことを受けて「人の移動による感染拡大」を防止するため、第1弾として、「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」を中心とした措置を実施しました。

しかし、全国状況を見ると、都市部からの人の移動が地方のクラスターの形成につながる例があとを絶ちません。帰省や旅行、不要不急の県域を越えた移動を止めていただき、感染拡大防止策のさらなる強化をはかることが、本県のまん延防止のためには不可欠です。

このため本県では、次のとおり、緊急事態措置の第2弾として、施設の使用停止（休業）の要請等を行うことといたしました。

具体的には、他県から人を呼び込む施設や、感染リスクが非常に高く、クラスターの発生のおそれのある施設に対して要請等を行います。

信州の観光、信州の夜の街をしばらくお休みにして、人との接触を8割減らすことが、自分を守り、大切な人々を守るとともに、本県の医療と社会を守ることにつながります。患者さんがこれ以上急速に増えると、救える命が救えなくなってしまう。まさに今が正念場です。

事業者の皆様には、多大のご負担をいただくこととなり、また県民生活や県内経済にも影響を及ぼすこととなりますが、現時点においては、県民の大切な命を守ることを第一義に考え、このような措置をとることとなりました。

県民、事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

まん延を食い止めるために皆様のお力をお貸しください。

1 緊急事態措置等を行う区域

県内全域

2 緊急事態措置等を行う期間

令和2年4月23日から緊急事態宣言が発令されている期間（5月6日まで）

（準備の整った事業者においては、直ちに実施していただくようお願いします。）

3 緊急事態措置等の実施内容

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請

【遊興施設、運動・遊技施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請】

- ① 既に他都道府県において多数のクラスターの発生が見られ、又は密集した空間に長時間の滞在を行うため、クラスターの発生のおそれが認められる下記の施設に対して、施設管理者又は当該施設におけるイベント主催者に施設の使用停止（休業）又は催物の開催の停止を要請します。

施設の種類	内 訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウス 等
運動・遊技施設	体育館、スポーツクラブ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等

【運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請】

- ② 社会生活の維持に必要な施設及び、①の施設と比較して感染リスクを下げて運営することが可能と考えられる施設に対しては、入場者の整理、発熱者等の施設への入場の防止、手指の消毒、施設の消毒等の適切な感染防止策（法施行令第12条に定める措置）をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内 訳
文教施設	小中学校、高校、特別支援学校、幼稚園 等
大学、学習塾等	大学、専修学校等の教育施設、自動車教習所、学習塾 等
社会福祉施設等	保育所、学童クラブ、介護施設 等
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、コンビニエンスストア 等
住宅施設	共同住宅、寄宿舎、下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、鉄道、航空機、物流サービス 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署 等
その他	報道機関、葬儀場、理美容、ごみ処理関係 等

【食事提供施設について営業時間の短縮等を要請】

- ③ 食事提供施設については、夜間に酒類を提供するなど、運営の方法によっては感染リスクを高めるおそれがありますので、営業時間の短縮と酒類の提供時間の制限（※）を要請します。また、営業時間内においては②の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内 訳
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店 等

※夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配、テイクアウトは除く）。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づかない措置

【県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼】

下記の施設は、不特定多数の者が観光等の目的で利用し、他都道府県から人を呼び込むことにつながるため、施設管理者に対して休業を検討するよう協力を依頼します。また、営業を行う場合においては（1）②の施設と同様に適切な感染防止策をとるよう協力を要請します。

施設の種類	内 訳
集会、展示施設 (主として観光客を対象とする施設)	博物館、美術館、文化ホール、水族館、動物園 等
観光・宿泊施設等 (主として観光客を対象とする施設)	ホテル・旅館（主にビジネス利用の施設を除く）、日帰り温泉施設、ゴルフ場、遊園地 等

(3) 協力金等の支給

(1) ①若しくは③の要請、又は(2)の協力依頼に応じて休業又は営業時間の短縮等を行った事業者に対し、市町村と協調して、「新型コロナウイルス拡大防止協力金」((1) ①及び③関連)又は「新型コロナウイルス拡大防止支援金」((2) 関連)を支給します。

長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

① 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
運動、遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請) ※1 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ※2 観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スポーツクラブなどの運動施設	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンターなどの遊技場	対象	
	スケート場	対象	
	柔剣道場	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	
	バッティング練習場(※1)	対象外	
	陸上競技場(※2)	対象外	
	野球場(※2)	対象外	
	テニスコート(※2)	対象外	
	サッカー場(※2)	対象外	
劇場等	フットサル場(※1、※2)	対象外	
	弓道場(※1)	対象外	
	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	観覧場	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
	プラネタリウム	対象	

長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

② 運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請

種類	施設	休止要請	備考（注意事項等）
文教施設	学校（大学等を除く）	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	幼稚園	対象外	
	小学校	対象外	
	中学校	対象外	
	義務教育学校	対象外	
	高等学校	対象外	
	高等専修学校	対象外	
	高等専門学校	対象外	
	中等教育学校	対象外	
	特別支援学校	対象外	
大学・学習塾等	大学	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	専修学校（高等専修学校を除く）	対象外	
	各種学校	対象外	
	自動車教習所	対象外	
	学習塾	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象外	
	インターナショナルスクール	対象外	
	英会話教室	対象外	
	音楽教室	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象外	
	そろばん教室	対象外	
	バレエ教室	対象外	
	体操教室	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	対象外	
	保健医療サービス提供施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	学校（大学等を除く）	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
医療施設	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	整骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
	薬局	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	食料品売り場（移動販売店を含む）	対象外	
	百貨店における生活必需品売り場	対象外	
	ホームセンターにおける生活必需品売り場	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	

種類	施設	休止要請	備考（注意事項等）
生活必需物資 販売施設	ショッピングモールにおける生活必需品売り場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
住宅施設	共同住宅	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	作業場	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	事務所	対象外	
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
その他	メディア	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請 ※ 2 物価統制令の対象となるもの
	葬儀場・火葬場	対象外	
	銭湯（公衆浴場）(※2)	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ランドリー	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	プライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100 円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品	対象外	
	花屋	対象外	
	クリーニング店	対象外	

長野県における施設の使用制限等対象施設一覧表

③ 食事提供施設について営業時間の短縮等を要請

種類	施設	休止要請	備考（注意事項等）
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請及び営業時間の短縮を要請 営業時間の短縮については、夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	居酒屋	対象外	

県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼

種類	施設	協力依頼	備考（注意事項等）
集会・展示施設 （主として観光客を対象とする施設）	文化会館	対象	【依頼内容】 休業の検討及び適切な感染防止対策の徹底を依頼
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
観光・宿泊施設等 （主として観光客を対象とする施設）	テーマパーク	対象	【依頼内容】 休業の検討及び適切な感染防止対策の徹底を依頼
	遊園地	対象	
	ゴルフ場	対象	
	体験施設（陶芸、ガラス工芸など）	対象	
	日帰り温泉施設	対象	
	ホテル・旅館（主にビジネス利用の施設を除く）	対象	
	簡易宿所	対象	

「新しい生活様式」の発信



安心安全で楽しい旅を

信州版 新たな旅のすゝめ

この度は 信州を旅の目的地に選んでいただきありがとうございます

長野県では、すべての人に信州で気持ちよく過ごしていただくために

Withコロナのもとでの旅行で気をつけていただきたいこと 困ったときの相談先を「新たな旅のすゝめ」にまとめました

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間はできるだけ2m（最低1m）あけよう
- おしゃべりするときはできるだけ真正面を避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 人混みではマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周りに人がいたら電話やおしゃべりするときもマスクを



③こまめな手洗い・手指消毒

- 手洗いは30秒かけて水と石けんでいねいに
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



旅マエ - 準備は入念に！ -

- 旅行前の2週間は感染症予防を意識し体温や行動歴をメモしておこう
- 旅先の感染症対策の情報をあらかじめ調べておこう
- 体調が悪くなったときの対応を事前に考えておこう
- 旅行出発日も健康チェックをして発熱や風邪症状があるようなら出かけるのはやめよう

サイトQRコード



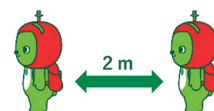
長野県公式観光サイト
Go NAGANO



県 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト

旅ナカ - 楽しみつつ感染予防！ -

- おみやげ選びのときなどで物にさわるのは必要最低限にしよう
- 混雑を避けて列に並ぶときは前の人と距離をとろう
- お店や施設がとっている感染防止対策をよく聞いて協力しよう
- 旅先の写真とっしょに行動歴をメモしておこう

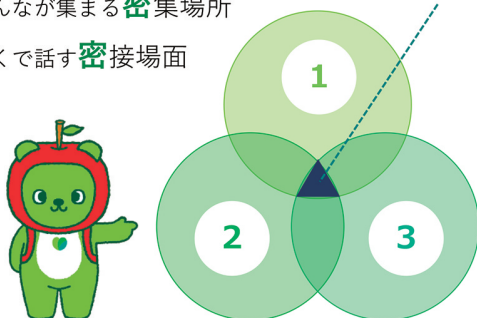


三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② みんなが集まる密集場所
- ③ 近くで話す密接場面

三密は集団感染の
リスクが高くなります



旅アト - フォローまでしっかりと -

- 帰ってから2週間程度は健康チェックを続けよう

旅行者が感染防止対策を実施している証になるカードです
裏面にチェックして本紙から切り取り 旅にご持参ください

(キリトリ)

信州版 新たな旅のすゝめ

安心旅人
宣言カード



長野県

信州版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

長野県では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを「新たな会食」のすゝめにまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

「新しい日常」にマッチした会食スタイルをすすめ、地域でがんばるお店を応援しましょう！

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しか、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



食マエ ～ 準備は入念に！ ～

- 開催時期や参加人数は適切か考えよう！
- 「新型コロナ対策推進宣言」など対策の取れている店を選ぶ！
- メンバーの体調や行動履歴（県外出張や感染者との接触など）を確認しよう！
不安な場合は参加しない、させない
- 長時間の利用とならないよう、あらかじめ利用時間やメニューを、メンバーと決めておこう！
- 地域の感染状況や対策の内容を確認しておこう！

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！ ～

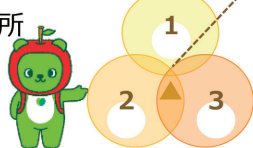
- 入店時にメンバーの体調を改めて確認しよう！
- お店の安全対策や従業員の指示に従おう！
- 基本的な感染防止対策を守ろう！（手洗い、消毒など）
- 出来るだけ個室を選んだり、他のグループとの間隔をあけよう！
- お酌や回し飲み、箸などの使いまわしはやめよう！

食アト ～ フォローまでしっかりと ～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 1週間程度は、メンバー間で健康チェックをしよう！

外出時は「密」を避けよう

- ①換気の悪い 密閉空間
- ②みんなが集まる 密集場所
- ③近くで話す 密接場面



- お役立ちサイト -



県 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト



「新型コロナ対策推進宣言」
サイト



「信州のがんばるお店
応援プロジェクト」サイト

以下のWebサイトを参考に、地域でがんばるお店を応援しましょう。



長野県

一人ひとりが
感染のリスクを減らし
地域のコミュニティや、
本県の医療と経済を
守りましょう!

感染リスク10分の1県民運動

ご自分の感染防止対策を $\checkmark$ チェックしてみましょう!



はじめに

新型コロナウイルスは、目・鼻・口から感染します。

この原則をもとに、ご自分の行動のリスクについて、この「チェック表」で点検してみましょう。

自己点検をきっかけに、様々な生活の場面でどうしたら感染が防げるのか一人ひとりが考え、実践しましょう!

●以下の表は一般的な感染のリスク例(目安)を示したもので、全てが現実の状況に当てはまるものではありません。●「10分の1」といった表現は感染リスクをできるだけ小さくするという思いをこめたもので、必ずしもエビデンスに基づくものではありません。

ココから1つ $\checkmark$ チェック!
タテに集計!!



ご自分の行動に最も
近いいずれか一つに
 $\checkmark$ してください。

A 基本的対策

ご自分の実践レベル (現状)	新型コロナ以前の日常	新たな生活様式に向けての まだ1歩目	新型コロナを乗り越える 新しい日常
リスク評価(1つにチェック)	10リスク/1項目	5リスク/1項目	1リスク/1項目
1 手洗い・手指消毒	☐ 手が汚れた時にしか手を洗わない。 ☐ 食事前やトイレ後にたまたま忘れてしまう。	☐ 外出から帰ったら、正しい方法で手洗い。 ☐ 消毒液が置いてある場所では、手指消毒する。	☐ 入退室など場面が変わる際や、商品や手すり、マスクに触る前後にこまめに手洗い・手指を消毒。 ☐ 消毒液や除菌シートを携帯し、こまめに手指消毒する。
2 マスク	☐ 風邪の時や、防寒のためにつける。	☐ 咳エチケットのためにつける。 ☐ 人と会う時には必ず、感染予防としてつける。	☐ 鼻からあごまでを覆うように正しくつける。 ☐ はずす時は、ひも部分を持ち本体に触れないように注意。
3 密閉・密集・密接	☐ 屋内イベント(行事などのあつまり)は、大勢で元気づけ声を出して盛り上がる。	☐ 屋内イベントはいつもの半分の人数で。 ☐ 屋外で集まる時もマスクをして。	☐ 屋内イベントはいつもの半分の人数で短時間。 ☐ 屋外でもマスクをして密集・密接しない。
4 人と人との距離	☐ 間隔を開けすぎずに並ぶことがマナー。	☐ できる時は、できるだけ接近しないように注意。 ☐ 息がかからない、飛沫が飛ばないよう注意。	☐ 最低1m(できるだけ2m)の距離を確保。
5 体調と行動	☐ 少し体調が悪くても、無理をして外出してしまう。 ☐ 体温を測らない。 ☐ なかなかお医者さんに行かない。	☐ 風邪かなと思ったら、軽い症状でも外出しない。 ☐ 発熱や症状が続く場合は、お医者さんに行く。	☐ 日々体温や体調を記録し、体調変化の早期発見に努める。 ☐ 体調変化がある場合は、家庭内でも空間を分ける。 ☐ 風邪症状の場合は事前に連絡してかかりつけ医等を受診。
小計(A) (a1+a2+a3)	/50	☐ の数を記入 $\times 10$ 点 = /50 ... a1	☐ の数を記入 $\times 5$ 点 = /25 ... a2

B 様々な暮らしの場面での対策



リスク評価(1つにチェック)	5リスク/1項目	3リスク/1項目	1リスク/1項目
1 家庭内での食事・団らん洗面所	☐ 外出からの帰宅後は、家族と一緒に食事。 ☐ タオルやコップを家族で共用。	☐ 帰宅後は手洗い・うがいと着替えをして、家族と一緒に食事。 ☐ 感染の疑いがある同僚の家族や体調が悪い家族とは、タオルやコップを別に。	☐ 帰宅後は手洗い・うがいをして、シャワーを浴び、着替えてから家族と一緒に食事。 ☐ タオルやコップは共用せず、各自のものを使用。
2 普段顔を合わせない親族友人との交流	☐ 正月、GW、夏休みなどに会食や宿泊、レジャーを楽しむ。	☐ 各自の体調に異常がないことを確認し、できる限り短い時間で面会。 ☐ 会食は避ける。	☐ オンラインを活用。
3 家の環境(換気・加湿)	☐ ガスコンロ使用時のほか、気になる時に換気。 ☐ 冬期など乾燥していると感じ時に加湿する。	☐ キッチン、浴室、トイレなどで常時換気を行う。 ☐ 気がついた時に外気を取り入れたり、加湿をする。	☐ 人が集まっている時は30分に一度、空気を入れ替える。 ☐ 湿度を定期的に確認しながら、40%以上に保つ。
4 店舗選び	☐ 感染対策などは気にせず、お店を選ぶ。	☐ とりえず「新型コロナ対策推進宣言」をしているお店を選ぶ。	☐ 「新型コロナ対策推進宣言」をしているお店で、感染対策の内容を確認した上で選ぶ。
5 商品探し	☐ 気になる商品については手に取り、値段や内容を確認したり、試着したりする。	☐ あらかじめ候補の商品を絞り込んでから、値段や内容、サイズなどを確認。	☐ あらかじめ買う商品を決めておき、短時間で済ませる。 ☐ 通信販売なども活用。
6 外食時の食べ方	☐ 大皿料理を取り分けながら皆で食べる。 ☐ ビュッフェでいろいろな料理を楽しむ。	☐ 料理を取り分ける際は、マスクや手指消毒をする。	☐ あらかじめ各自に取り分けられた料理を選ぶ。 ☐ お酌し合わない。
7 飲酒を伴う会食(職場・同級会)	☐ 大人数が参加して、長時間行う。 ☐ 親しい仲間では話も盛り上がり2次会、3次会まで。	☐ 日頃から一緒にいる少人数の仲間だけで、大声を出さず、飲みすぎに注意して、長時間行わない。 ☐ 風邪症状がある場合は参加しない。	☐ 事前に体調と行動を記録し、体に変調がある場合は参加しない、させない。 ☐ 会食時は、ハンカチなどで口を覆うかマスクをつける。
8 会計の方法	☐ ほとんどの場面で現金支払い。	☐ 釣銭などのやりとりが、少なくなるように工夫。 ☐ 小銭や紙幣に触れた後は手指を消毒。	☐ クレジットカードや電子マネーを使用して接触機会を減らす。
9 旅行	☐ 名所、祭り、アクティビティや繁華街など、不特定多数の人が集まる場所を訪問。	☐ 「旅のエチケット」「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を行い、感染防止対策が行われている施設を選んで旅行。	☐ できるだけ人の少ない時期・時間帯を選び、少人数で観光地の混雑を避ける旅行。
10 自動車公共交通機関の利用	☐ 自動車では、エアコンの効率を上げるために「内気循環」に設定。 ☐ 換気しない、混雑した飛行機・電車での移動。	☐ 自動車では「外気導入換気」に設定。 ☐ 公共交通機関は、できるだけ混まない時間・方法を選んで移動。	☐ 自動車では「外気導入換気」に加え、適度に「窓開け換気」を実施。 ☐ 外出や移動の必要性を検討し、リモートなどの手段も活用。
小計(B) (b1+b2+b3)	/50	☐ の数を記入 $\times 5$ 点 = /50 ... b1	☐ の数を記入 $\times 3$ 点 = /30 ... b2

C 心構えポイント

ご自分に当てはまるものを1つ選んでください。

☐ 自分は感染しないだろう。感染しても大丈夫だ。 0ポイント

☐ 自分が感染している前提で周囲に配慮しよう。 5ポイント

心構えポイント /5

評価

小計(A)+(B) [合計リスク]	/100	C 心構えポイント	/5	=	現在のあなたのリスク	/100
					100~31リスク	まだまだ対策が必要です!
					30~11リスク	もう少しです!
					10リスク以下	その調子です!

■ 会社や団体などでお仕事をされている方や、組織や集団での活動が多い方は、引きつづき本紙裏面の「職場編」も確認してください。

感染リスク10分の1県民運動 ご自分の感染防止対策を☒チェックしてみましょう!

30から1つ☒チェック!
タテに集計!!

職場編

会社や団体などでお仕事をされている方や、組織や集団での活動が多い方は「表面」とあわせて、こちらのリスクも確認してください。

日頃の行動に
該当しない場合は
☒をせずに、
0点として計算。

D 職場等での対策



ご自分の実践レベル (現状)	新型コロナ以前の日常	新たな生活様式に向けての まだ1歩目	新型コロナを乗り越える 新しい日常
リスク評価(1つにチェック)	5リスク/1項目	3リスク/1項目	1リスク/1項目
1 出 退 勤	☐ ●全社員が同じ時刻に出退勤。	☐ ●混雑時間を避け、時差を設けての出退勤。	☐ ●全体の出勤率目標を定め、在宅ワーク、テレワークを活用したフレキシブルな勤務。
2 入 館	☐ ●誰でも入館ができる。	☐ ●入館者に対し、検温、手指消毒を実施。 ●入館者名簿に氏名や連絡先を記録してもらう。	☐ ●事前予約している場合のみ入館可とし、検温、手指消毒を徹底。
3 執務環境	☐ ●空間を有効に活用して、係やチーム単位に執務机を配置。 ●同一の室内で相談したり、相互に行き来し対面で確認しながら業務を遂行。	☐ ●空気が滞りだと思ったら、気づいた人が換気。 ●対面にならないような配置で執務。	☐ ●アクリル板設置・常時換気された室内で執務。 ●テレワークやオンライン等を活用し、同時の執務人数を可能な限り減らして距離を確保。
4 事務備品	☐ ●共通の電話やパソコンを皆で使用する。	☐ ●共用する電話やパソコンなどはこまめに消毒して使用する。	☐ ●パソコンは個人に配備するなど共用品の使用を減らす、又はこまめに消毒して使用する。
5 会 議	☐ ●関係者を同一室内に招集して行う。	☐ ●出席を最小限の関係者に絞り、人と人との間隔や換気に注意した上で行う。	☐ ●オンライン会議を活用し、同一会場での開催を避ける、又は出席人数を可能な限り減らす。
6 ト イ レ	☐ ●十分に手を洗わない。 ●ハンドドライヤーで手指を乾燥。	☐ ●自動水栓を導入するなど蛇口に直接触れない工夫。 ●手洗い後、ハンカチなどでしっかり乾燥。	☐ ●ドアノブや取手を触らないなど、入口の閉めにも工夫。 ●石けんで手洗い後、手指消毒も行う。
7 昼食・休憩	☐ ●昼食・休憩の時間が全職員一律に決められている。	☐ ●昼食・休憩場所は、十分な間隔をとって座席を配置。	☐ ●昼食・休憩の時間が、職員間で分散されている。
8 喫 煙	☐ ●複数人で利用し換気も不十分。	☐ ●集煙装置を設置。また、吐く息が他の人にかからないように注意。	☐ ●常時換気がされているとともに、同時に複数人が利用しない。
9 休憩室 更衣室	☐ ●作業前後などに、一度に大人数で使用する(場面がある)。 ●ロッカーやシャワーなどを共用する。	☐ ●時間を分け、利用者を制限して使用する。 ●ロッカーやドアノブなどは、こまめに消毒しながら使用する。	☐ ●休憩室は、マスクをして少人数で利用、会話は控える。 ●ロッカーは、個人専用を使用(共用の場合は、使用後に手指消毒)。
10 寮・合宿所	☐ ●入所者が一緒に会話しながら食事や歯磨き。 ●一室に複数人で生活。	☐ ●全員が毎日体温や体調・行動を記録。 ●できるだけ生活の密を解消(人数を減らす等)。	☐ ●食事や入浴なども個々に分散で。

小計 D (d1+d2+d3) /50 ☒ の数を記入 ×5点 = /50 ... d1 ☒ の数を記入 ×3点 = /30 ... d2 ☒ の数を記入 ×1点 = /10 ... d3

総合評価

表面で集計した
現在のあなたのリスク
 /100

E 心構えポイント
ご自分に当てはまるものを
1つ選んでください。

☐ 感染対策は、個々人の
責任のみで
進めればよい。 0ポイント

☐ 感染対策は、個々人に加え
組織全体で
進めるべきだ。 5ポイント

E 心構えポイント
 /5

D 職場でのリスク /50 - E 心構えポイント /5 = **総合リスク** /150

150~56リスク **まだまだ対策が必要です!** 「新たな生活様式」に一歩を踏み出したばかりです。できることから1つずつ実践しましょう!
55~16リスク **もう少しです!** 「新型コロナを乗り越える新しい日常」を目指して、更に対策に取り組みましょう!
15リスク以下 **その調子です!** いろいろな場面で対策ができるようにして、「新しい日常」を楽しみましょう!

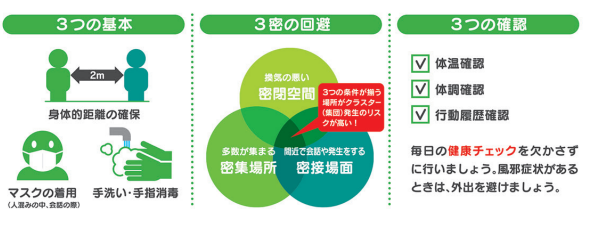
新たな日常のすゝめ

信州版

新型コロナウイルスは、目・鼻・口から感染します。



感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう!



早めの相談・受診が感染拡大の防止につながります。発熱等の症状がある方は、「かかりつけ医など、地域の身近な医療機関」へご相談ください。かかりつけ医等を持たない方や、土・日・祝日や夜間などで相談先に迷った場合は、各保健所に設置の「受診・相談センター」へご相談ください。

受診・相談センター

①まずは、電話でかかりつけ医など身近な医療機関に相談を
②かかりつけ医等を持たない方や、土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は、下記「受診・相談センター」(保健所に設置)に電話相談を

県保健福祉事務所(保健所)	長野市保健所	NAGANO多言語コールセンター
【24時間】 ※コールセンターにつながります [佐久] 0267-63-3178 [伊那] 0265-76-6822 [松本] 0263-40-1939 [北信] 0269-67-0249	【24時間】 [諏訪] 0266-57-2930 [木曽] 0264-25-2227 [長野] 026-225-9305 [聴覚に障がいのある方] FAX 026-403-0320	【24時間】 0120-691-792 +81-92-687-5289(有料)

【どこにお問い合わせすればいいかわからない方へ】 新型コロナウイルスお困りごと相談センター 026-235-7077(平日 8:30~17:15)



新型コロナウイルス感染症への対応年表

月	県の動き	国内外の動き
令和2年（2020）		
1	17日 第1回庁内連絡会議 24日 第2回庁内連絡会議 29日 要綱に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第1回要綱対策本部会議 新型コロナに関する専用電話相談窓口設置 県多文化共生相談センターが24時間対応開始（1か月程度） 30日 経営・雇用に関する相談窓口設置 31日 第2回要綱対策本部会議 県公式HPに新型コロナに関するコーナー開設 県民及び旅行者向け知事メッセージ発出	1日 原因不明の肺炎発生が報告されている中国武漢市で海鮮卸売市場を閉鎖 8日 WHOが武漢の肺炎について「新型コロナウイルスの可能性否定できない」 15日 国内で初の感染を確認 30日 WHO「国際的な緊急事態」を宣言 政府対策本部設置を閣議決定 第1回政府対策本部会議（R5/5/8に廃止されるまで104回開催）
2	3日 環境保全研究所での検査体制整備（検査可能数：16検体） 4日 帰国者・接触者外来を計11か所設置 5日 観光事業者、交通事業者等の予防対策徹底のための緊急対策会議 6日 新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口に名称変更 10日 マスク、消毒薬等の安定供給のための医療物資等供給対策会議 12日 クルーズ船の患者を県内感染症指定医療機関で受入開始 14日 第3回要綱対策本部会議 20日 参議院内閣委員会への新型コロナ対策に関する緊急要望 25日 県内感染者初確認 第4回要綱対策本部会議（今後の対応方針決定） 26日 第1回長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会 28日 知事・教育長メッセージ「保護者の皆様へのお願い」	1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行 3日 乗客に感染が確認されたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に入港 13日 新型コロナに関する緊急対応策決定 国内で初めて死者を確認 16日 第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（R2/7/3に廃止されるまで17回開催） 21日 国内の感染者100例を超える 25日 新型コロナ対策の基本方針決定 26日 首相による大規模イベントの開催自粛要請 27日 国内の感染者200例を超える 28日 学校の臨時休業要請 国の基本的対処方針公表 北海道で法によらない独自の緊急事態宣言 発令し週末の外出自粛を要請
3	2日 県立学校の一斉臨時休業開始（春季休業の開始まで） 信州大学医学部附属病院に検査委託開始（検査可能数：20検体） 社会福祉施設等利用者向け相談窓口設置 国のセーフティネット保証4号発動を踏まえた県制度資金の拡充 3日 新型コロナ対策に関わる学校関係相談窓口設置 教育長メッセージ「児童生徒のみなさんへ 臨時休業中の過ごし方について」 4日 第2回県専門家懇談会 6日 県民向け知事メッセージ「新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐお願い」 新型コロナに係る経済金融対策緊急会議開催 長野県旅館ホテル組合との意見交換会 9日 日本旅行業協会長野支部との意見交換会 11日 知事から県議会へ協力要請 第3回県専門家懇談会 12日 第5回要綱対策本部会議 連合長野との意見交換 知事と市長会、町村会との意見交換会 13日 危機管理部危機管理防災課に職員兼務対応開始（6人） 19日 感染拡大防止策及び医療提供体制整備等の予算を専決処分 帰国者・接触者外来を11か所から計28か所に変更 入院患者227床の受入体制を整備 21日 第4回県専門家懇談会 23日 第6回要綱対策本部会議 25日 長野県医師会との懇談会を初開催 県内経済団体との意見交換会 26日 特措法に基づく新型コロナウイルス感染症長野県対策本部設置 第5回県専門家懇談会 27日 第1回県対策本部会議 知事と市長会、町村会との意見交換会	3日 国内の感染者300例を超える 6日 国内の感染者400例を超える 8日 国内の感染者500例を超える 9日 国専門家会議（「3条件重なりを避けて」と呼びかけ） 10日 新型コロナに関する緊急対応策（第2弾）を決定 14日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法施行（新型コロナを対象） 20日 国内の感染者1,000例を超える 24日 東京五輪・パラリンピックが1年程度延期に 25日 東京都が「感染爆発重大局面」とし不要不急の外出自粛要請を発表 26日 特措法に基づく政府対策本部設置 29日 志村けんさん、新型コロナによる肺炎で死去

月	県の動き	国内外の動き
3	30日 第1回長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部会議 31日 第2回県対策本部会議	30日 国内の感染者2,000例を超える
4	1日 長野県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部設置 2日 第1回県患者受入調整本部会議 第6回県専門家懇談会 3日 第3回県対策本部会議 危機管理部消防課に新型コロナウイルス感染症対策室設置 「発生段階の区分」運用を開始 7日 第7回県専門家懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 8日 第4回県対策本部会議 県外を対象とする緊急事態宣言を受けた知事メッセージ 9日 感染対策強化期間（～22日） 第2回県議会連絡本部会議 10日 県立学校の一斉休業を再び開始（～24日） 11日 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を知事が呼びかけ 14日 第5回県対策本部会議 発生段階の区分見直し 15日 第1回生活経済対策有識者懇談会 第8回県専門家懇談会 16日 長野県が緊急事態宣言の対象区域に 県立学校の一斉臨時休業の期間を延長（～5/6） 17日 長野県の緊急事態措置の実施（～5/14） 県有施設の臨時休館（～5/31） 第6回県対策本部会議 21日 第7回県対策本部会議 22日 第3回県議会連絡本部会議 施設の使用停止（休業）要請の相談窓口開設（7～22時） 23日 施設の使用停止等の要請（～5/6） 第9回県専門家懇談会 24日 患者情報公表時の居住地を市町村名に変更 25日 「信州の観光はお休み中」キャンペーン開始 28日 日本創生のための将来世代応援知事同盟緊急共同メッセージ 中央日本四県知事共同宣言 夜の街パトロール開始 第1回（～5/1、地方部） 県議会臨時会で医療体制の整備及び県内経済・県民生活の下支えに係る補正予算を議決 外来・検査センターを順次設置 30日 県内民間検査機関に検査委託開始（検査可能数：88検体） 第2回生活経済対策有識者懇談会 第10回県専門家懇談会	7日 東京都など7都府県に緊急事態宣言を発出し、特定都道府県に指定 8日 国内の感染者5,000例を超える 16日 緊急事態宣言対象区域を全国に拡大 東京都など13都道府県を特定警戒都道府県に指定 17日 国内の感染者10,000例を超える
5	1日 第8回県対策本部会議 知事と市長会、町村会との意見交換会 5日 新型コロナウイルスお困りごと相談センター設置 第9回県対策本部会議 第11回県専門家懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 7日 施設の使用停止要請等の一部緩和 「県・市町村連携 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等」申請受付開始 8日 夜の街パトロール開始 第2回（～15日、地方部） 11日 県外民間検査機関に検査委託開始 13日 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議（1回目） 第4回県議会連絡本部会議 14日 本県における緊急事態措置の終了 第12回県専門家懇談会 15日 「発生段階の区分」を改め「感染警戒レベル」新設 STAY信州地域支えあいキャンペーン開始 重症患者を受け入れる病床を拡充 第10回県対策本部会議 知事と市長会、町村会との意見交換会 16日 県立学校で分散登校を開始 19日 第5回県議会連絡本部会議 21日 第13回県専門家懇談会	3日 国内の感染者15,000例を超える 4日 全都道府県を対象にした緊急事態宣言を5/31まで延長 14日 長野県を含む39県が緊急事態宣言解除 20日 夏の全国高校野球戦後初の中止決定 21日 大阪府、京都府、兵庫県の緊急事態宣言解除

月	県の動き	国内外の動き
5	22日 感染警戒レベル見直し（数値基準導入等） 第11回県対策本部会議 23日 県立学校で授業を行う分散登校を開始 27日 第14回県専門家懇談会 28日 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称）の骨子公表、パブリックコメント開始（～6/10） 知事と市長会、町村会との意見交換会 29日 観光振興、新しい生活様式への移行支援等の予算を専決処分 第12回県対策本部会議 産業支援・再生本部会議（2回目） 第3回生活経済対策有識者懇談会 「信州版 新たな日常のすゝめ」発表	25日 首都圏、北海道の緊急事態宣言解除（全国解除）
6	1日 県立学校で通常登校開始 社会経済活動再開に向けたロードマップに基づく「活動準備・始動期」開始 長野県民向けふっこう割発売・利用開始 2日 知事と市長会、町村会との意見交換会 3日 知事と山小屋代表者との意見交換会 4日 第15回県専門家懇談会 5日 各都道府県の感染状況の共有と感染状況に応じた注意喚起を開始 11日 第16回県専門家懇談会 16日 第17回県専門家懇談会 17日 第13回県対策本部会議 19日 社会経済活動再開に向けたロードマップに基づく「県内需要拡大・交流展開期」開始	2日 東京都が初めて「東京アラート」発令 13日 「夜の街」関連の飲食店などの営業再開に向けたガイドラインを公表 19日 「接触確認アプリ」の運用開始 28日 世界の感染者1,000万人を超える 29日 世界の死者50万人を超える
7	1日 電話相談の一部を民間事業者に委託開始 2日 第18回県専門家懇談会 3日 6月定例会で医療・福祉提供体制のさらなる強化、県内経済の再生・暮らしへの支援、「新しい生活様式」への移行支援などに重点を置いた補正予算を議決 7日 第4回生活経済対策有識者懇談会 8日 第19回県専門家懇談会 9日 「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例」公布・施行 第14回県対策本部会議 14日 第6回県議会連絡本部会議 15日 第20回県専門家懇談会 16日 「Go To トラベル事業」に係る緊急要請 第15回県対策本部会議 17日 「信州版 新たな旅のすゝめ」発表 27日 入院患者の受入病床を350床に拡大 29日 第16回県対策本部会議 第5回生活経済対策有識者懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 30日 第21回県専門家懇談会 31日 第17回県対策本部会議	3日 政府が新型インフルエンザ等対策有識者懇談会に「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を設置 6日 第1回分科会 13日 WHO「多くの国が誤った方向に」事態悪化を警告 22日 Go To トラベル事業開始（東京除く） 27日 WHO「パンデミックは加速し続けている」 28日 国内の死者1,000人を超える（クルーズ船を除く） 29日 国内の1日あたり新規感染者が初の1,000人超え
8	1日 健康福祉部に感染症対策課を設置 3日 クラスター対策チーム設置 ガイドライン周知・推進チーム設置 「シトラスリボンプロジェクト」に県として賛同表明 第22回県専門家懇談会 第7回県議会連絡本部会議 4日 第18回県対策本部会議 感染警戒レベル見直し（全県のレベルを6段階に変更） 全ての都道府県について往来する場合は慎重な行動を呼びかけ 6日 新型コロナウイルス感染症対策に係る国への緊急要請（県境をまたぐ移動、Go To トラベル事業など） 12日 第23回県専門家懇談会 18日 新型コロナ関連人権対策チームの設置 19日 第19回県対策本部会議 第24回県専門家懇談会 25日 第20回県対策本部会議 26日 誹謗中傷等被害相談窓口開設 第25回県専門家懇談会	5日 分科会の専門家が「お盆休みにおける帰省等のあり方について」政府に提言

月	県の動き	国内外の動き
8	27日 第6回生活経済対策有識者懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 28日 上田圏域に全県で初の「新型コロナウイルス特別警報（感染警戒レベル4）」発出 第21回県対策本部会議	28日 府県対策本部会議（「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を発表）
9	1日 第8回県議会連絡本部会議 2日 第26回県専門家懇談会 3日 上田市中心街の接待を伴う飲食店等の従業員にPCR検査を実施（～5日） 4日 感染拡大に対応し、商店街等や店舗名を公表した事業者支援の予算を専決処分 7日 産業支援・再生本部会議（3回目） 10日 第27回県専門家懇談会 11日 東信地域に宿泊療養施設を開設 14日 第22回県対策本部会議 15日 観光戦略推進本部会議 「Afterコロナ時代を見据えた観光振興方針」策定 16日 第28回県専門家懇談会 24日 第29回県専門家懇談会 25日 新型コロナウイルスに伴う誹謗中傷等からみんなを守る共同宣言（「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」開始） 第7回生活経済対策有識者懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 28日 第23回県対策本部会議	16日 安倍内閣が総辞職、菅内閣が発足
10	2日 第9回県議会連絡本部会議 8日 県・市町村・観光事業者による「信州の旅を安全・安心にお楽しみいただくための共同アピール」実施 県・市町村・関係団体との「Withコロナの状況における社会経済活動の活性化に向けた申し合わせ」実施 第30回県専門家懇談会 9日 9月定例会で検査・医療提供体制等のさらなる強化、信州観光の活性化、県内経済の再生・雇用対策の充実、人や企業の「信州回帰」の促進、情報発信の強化などに重点を置いた補正予算を議決 14日 第31回県専門家懇談会 20日 第32回県専門家懇談会 26日 「診療・検査医療機関」を491か所指定 29日 第33回県専門家懇談会	1日 Go To トラベル事業に東京追加 Go To Eat事業開始
11	5日 第34回県専門家懇談会 11日 第35回県専門家懇談会 12日 感染警戒レベル見直し（圏域のレベルを6段階に変更、人数要件の追加等） 17日 インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医に直接相談・受診する体制に移行、「受診・相談センター」を保健所に整備 19日 第8回生活経済対策有識者懇談会 第36回県専門家懇談会 24日 第24回県対策本部会議 25日 第37回県専門家懇談会 26日 長野市内の接待を伴う飲食店等の従業員にPCR検査（～30日） 27日 知事と市長会、町村会との意見交換会 第10回県議会連絡本部会議	20日 第16回分科会（「Go To キャンペーン」見直しを政府に求める提言）
12	3日 第38回県専門家懇談会 4日 ココロのワクチンプロジェクト展開開始 7日 中野市・山ノ内町で対策集中期間（～23日） 10日 第39回県専門家懇談会 11日 山ノ内町の接待を伴う飲食店等の従業員にPCR検査 11月定例会で医療提供体制の確保や事業者支援、信州回帰の促進、新しい生活様式の定着等に重点を置いた補正予算を議決 12日 中信地域に宿泊療養施設を開設 13日 山ノ内町の高齢者施設等の従業員にPCR検査（～15日） 16日 第40回県専門家懇談会 17日 産業支援・再生本部会議（4回目） 山ノ内町の一部地区の飲食店等に時短要請（～23日） 18日 知事と市長会、町村会との意見交換会	2日 イギリス政府がファイザー社ワクチン承認 7日 大阪府が看護師の不足により自衛隊に災害派遣要請 8日 イギリスでワクチン接種開始 9日 改正予防接種法施行 11日 アメリカFDAがファイザー社ワクチン緊急使用許可 14日 アメリカでファイザー社ワクチン接種開始 18日 日本でファイザー社ワクチン承認申請

月	県の動き	国内外の動き
12	24日 第41回県専門家懇談会 26日 北信地域に宿泊療養施設開設 28日 感染対策強化期間（～1/11） 第25回県対策本部会	18日 アメリカFDAがモデルナ社ワクチン緊急使用許可 25日 国内で変異株を初確認 28日 Go To トラベル事業全国一時停止 外国人の新規入国原則停止
令和3年（2021）		
1	6日 小諸市がレベル5に 第42回県専門家懇談会 8日 感染警戒レベル見直し・医療アラート新設 医療警報発出 松本市がレベル5に 特定都道府県（緊急事態宣言が発出された1都3県）への訪問は基本的に行わないようお願いすることに変更 小諸市の一部地区の飲食店等に時短要請（～21日） 第26回県対策本部会議 11日 佐久市、軽井沢町、御代田町がレベル5に 12日 患者受入医療機関向け知事メッセージ「さらなる病床確保のお願い」 第43回県専門家懇談会 13日 第11回県議会連絡本部会議 14日 医療非常事態宣言を初めて発出 松本市の高齢者施設等の従業員にPCR検査（～19日） 第27回県対策本部会議 15日 知事と市長会、町村会との意見交換会 16日 飯田市がレベル5に 18日 飯田市の一部地区の飲食店等に時短要請（～31日） 高齢者施設等のPCR検査費用支援等の予算を専決処分 20日 白馬村がレベル5に 21日 第44回県専門家懇談会 22日 松本市、白馬村の一部地区の飲食店等に時短要請（～2/4） 25日 健康福祉部感染症対策課にワクチン接種体制整備室を設置 28日 第45回県専門家懇談会 29日 時短要請等の影響を受ける事業者支援等の予算を専決処分	7日 1都3県に緊急事態宣言（～2/7） 13日 7府県を緊急事態宣言の対象区域に追加 14日 外国人の入国を全面的に制限 15日 国内で新型コロナ初確認から1年 27日 世界の感染者1億人を超える
2	3日 医療非常事態宣言解除 入院患者の受入病床を434床に拡大 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部ワクチンチーム設置 第28回県対策本部会議 4日 新型コロナ入院患者の転出・転院の目安作成 第46回県専門家懇談会 9日 変異株（アルファ株）の県内初発事例発生 10日 新型コロナワクチン接種体制整備連絡会議設置 第47回県専門家懇談会 15日 南信地域に宿泊療養施設開設 16日 第9回生活経済対策有識者懇談会 産業支援・再生本部会議（5回目） 知事と市長会、町村会との意見交換会 18日 環境保全研究所でアルファ株のスクリーニング検査（N501Y変異株PCR検査）開始 信州上田医療センターで6人のワクチン先行接種実施 第48回県専門家懇談会 第1回新型コロナウイルスワクチン接種体制整備連絡会議 22日 第29回県対策本部会議 年度末・年度始めを迎えるにあたっての知事メッセージ「信州版 新たな会食のすゝめ」公表 23日 「感染リスク10分の1県民運動」開始	13日 改正感染症法、特措法施行（まん延防止等重点措置の追加等） 14日 ファイザー社ワクチン国内初の正式承認 17日 国内でワクチン先行接種開始
3	4日 第49回県専門家懇談会 長野県新型コロナウイルスワクチン接種アドバイザーチーム設置 5日 医療従事者対象のワクチン優先接種開始 11日 第50回県専門家懇談会 17日 第51回県専門家懇談会 18日 ワクチン接種相談センター（コールセンター）開設 知事と市長会、町村会との意見交換会	18日 東京都で時短要請に応じない飲食店に全国で初めて改正特措法に基づく命令を実施

月	県の動き	国内外の動き
3	20日 感染対策強化期間（～4/9） 23日 第30回県対策本部会議 25日 第52回県専門家懇談会 28日 国土交通相と観光関係者との意見交換 29日 長野市がレベル5に 知事と市長会、町村会との意見交換会	21日 4都県の緊急事態宣言解除（全国解除）
4	2日 長野市の一部地区の飲食店等に時短要請（～15日） 第53回県専門家懇談会 8日 医療警報発出 長野圏域がレベル5に 生活にお困りの方や時短要請等の影響を受ける事業者を支援する予算を専決処分 第31回県対策本部会議 第54回県専門家懇談会 9日 知事と市長会、町村会との意見交換会 12日 高齢者向けワクチン接種開始（北相木村） 14日 第55回県専門家懇談会 16日 諏訪圏域がレベル5に 第12回県議会連絡本部会議 19日 感染対策強化期間（～5/9） ゴールデンウィークを迎えるにあたっての知事メッセージ 信州の安心なお店応援隊による集中巡回開始 21日 諏訪市、茅野市の飲食店等に時短要請（～5/5） 原村の飲食店等に時短要請（～29日） 第56回県専門家懇談会 27日 知事と市長会、町村会との意見交換会 28日 知事から医療機関に向けてさらなる病床確保と医療提供体制整備を依頼 感染警戒レベル見直し（まん延防止等重点措置の公示があった場合の取扱い） 第32回県対策本部会議 30日 知事とワクチン接種アドバイザーチームによる共同会見 第57回県専門家懇談会	5日 大阪府、兵庫県、宮城県にまん延防止等重点措置を全国で初めて適用 12日 東京都、京都府、沖縄県にまん延防止等重点措置適用 20日 4県にまん延防止等重点措置適用 国内で初めてデルタ株確認 25日 4都府県に緊急事態宣言発出 愛媛県にまん延防止等重点措置適用
5	10日 県内と全国の感染状況等を踏まえ医療警報（4/8発出）の内容改定 ワクチン接種相談センターを24時間体制に 12日 第58回県専門家懇談会 14日 知事と市長会、町村会との意見交換会 18日 第59回県専門家懇談会 20日 伊那市・駒ヶ根市・箕輪町・南箕輪村・宮田村がレベル5に 21日 時短要請等の影響を受ける事業者支援等の予算を専決処分 第33回県対策本部会議 23日 伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村、宮田村の飲食店等に時短要請（～6/5） 26日 第60回県専門家懇談会 27日 知事と市長会、町村会との意見交換会 ワクチン接種に係る人材募集に関する知事と県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の共同会見 28日 変異株（デルタ株）の県内初発事例発生 河野ワクチン相へ知事、市長会、町村会から緊急要望 長野県ワクチン接種支援チームの応募受付開始 31日 入院患者の受入病床を490床に拡大 第34回県対策本部会議	7日 宮城県が全国で初めてまん延防止等重点措置で飲食店に命令を実施 9日 北海道、岐阜県、三重県にまん延防止等重点措置適用 12日 愛知県、福岡県に緊急事態宣言発出 16日 北海道、岡山県、広島県に緊急事態宣言発出 群馬県、石川県、熊本県にまん延防止等重点措置適用 17日 東京都及び大阪府に設置する国のワクチン大規模接種の予約受付開始 21日 モデルナ社・アストラゼネカ社のワクチンを正式承認 23日 沖縄県に緊急事態宣言発出 24日 国の大規模接種センター接種開始
6	2日 第61回県専門家懇談会 8日 医療警報解除 長野県新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施方針策定 10日 第62回県専門家懇談会 11日 環境保全研究所等でデルタ株のスクリーニング検査（L452R変異株PCR検査）開始 知事と市長会、町村会との意見交換会 県のワクチン集団接種会場設置、個別接種や時間外・休日の医療従事者派遣に協力いただく医療機関支援の予算を専決処分 14日 第10回生活経済対策有識者懇談会 産業支援・再生本部会議（6回目）	

月	県の動き	国内外の動き
6	15日 北信地域に宿泊療養施設開設 第63回県専門家懇談会 18日 第35回県対策本部会議 22日 長野県職域接種相談窓口開設 25日 第64回県専門家懇談会 26日 東信（佐久合同庁舎）に県ワクチン接種会場開設（以降、県接種会場順次開設）	20日 沖縄県を除く9都道府県の緊急事態宣言解除、うち7都道府県は21日からまん延防止等重点措置に移行 21日 ワクチン職域接種開始 23日 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行
7	1日 第65回県専門家懇談会 2日 6月定例会で医療提供体制強化や県内経済の下支え、生活支援に取り組むこと等に重点を置いた補正予算を議決 8日 第66回県専門家懇談会 9日 知事と市長会、町村会との意見交換会 13日 第36回県対策本部会議 16日 第67回県専門家懇談会 20日 「この夏を過ごすにあたってのお願い」 発出 21日 第68回県専門家懇談会 22日 感染対策強化期間（～8/22） 29日 長野県健康観察センター開設 第69回県専門家懇談会	12日 東京都に4回目の緊急事態宣言発出 19日 中和抗体薬を厚労省が順次特例承認 23日 1年間延期となった東京五輪開幕（～8/8）
8	2日 第13回県議会連絡本部会議 3日 第37回県対策本部会議 第70回県専門家懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 5日 佐久圏域の一部市町と上田圏域がレベル5に 6日 医療警報発出 9日 佐久圏域の一部市町と上田圏域の飲食店等に時短要請（～9/8） 11日 松本市、塩尻市、安曇野市がレベル5に 12日 新型コロナ「デルタ株」と闘う県民共同宣言 13日 諏訪圏域がレベル5に 14日 松本市、塩尻市、安曇野市の飲食店等に時短要請（～9/12） 16日 長野圏域の一部市町村がレベル5に 諏訪圏域の飲食店等に時短要請（～9/9） 17日 第11回生活経済対策有識者懇談会 第71回県専門家懇談会 18日 県民支えあい信州割SPECIAL利用開始 19日 飯田市、中野市、山ノ内町がレベル5に 長野圏域の一部市町村の飲食店等に時短要請（～9/12） 20日 医療非常事態宣言発出、全県レベル5（特別警報Ⅱ）に 第38回県対策本部会議 21日 県接種会場で「信州の安心なお店」認証店の従業員等受入開始 22日 飯田市（～9/8）、中野市、山ノ内町（～9/1）の飲食店等に時短要請 23日 佐久圏域の一部市町村及び上田圏域に住所等を有し、感染拡大地域との往来がある方にPCR検査（～26日） 24日 白馬村の飲食店等に時短要請（～9/10） 26日 上伊那圏域の飲食店等に時短要請（～9/5） 第72回県専門家懇談会 27日 知事と市長会、町村会との意見交換会 28日 南信州圏域の一部町村の飲食店等に時短要請（～9/1） 山形村、朝日村の飲食店等に時短要請（～9/7） 北アルプス圏域の飲食店等に時短要請（～9/10） 30日 医療非常事態宣言及び全県への特別警報Ⅱの発出、「集中対策期間」の設定を踏まえ、対策強化の予算を専決処分	2日 4府県に緊急事態宣言発出 5道府県にまん延防止等重点措置適用 8日 8県にまん延防止等重点措置適用 20日 7府県に緊急事態宣言発出 10県にまん延防止等重点措置適用 24日 東京パラリンピック開幕（～9/5） 27日 8道県に緊急事態宣言発出 4県にまん延防止等重点措置適用
9	1日 第73回県専門家懇談会 2日 県接種会場で妊婦及び配偶者等その家族を含む県内居住の18歳以上の方の受入開始 3日 命と暮らしを救う集中対策期間（～12日） 4日 集中対策期間の全県一斉街頭啓発 6日 県職員向けの職域接種開始（長野合同庁舎等） 8日 知事と市長会、町村会との意見交換会 中信地域に宿泊療養施設開設 9日 入院患者の受入病床を529床に拡大 第74回県専門家懇談会 10日 県職員向けの職域接種会場で一般の方の受入開始	

月	県の動き	国内外の動き
9	13日 医療非常事態宣言解除、医療警報に切替え（全県レベル4） 14日 医療警報解除 15日 市町村と連携して抗原定性検査キットの配布を開始 第75回県専門家懇談会 16日 上田市、諏訪市、茅野市がレベル5に 20日 上田市の一部地域の飲食店等に時短要請（～29日） 24日 第76回県専門家懇談会 25日 「～教えて！新型コロナワクチン～知事、専門家と若者によるオンライン一問一答」（若者向けセミナー）開催 27日 第39回県対策本部会議 28日 県接種会場で2回目のみ接種希望者の受入開始 30日 県接種会場の対象年齢を18歳から16歳に引下げ	13日 宮城県、岡山県の緊急事態宣言をまん延防止等重点措置に移行 27日 抗原定性検査キットの薬局販売開始 30日 全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了
10	5日 第77回県専門家懇談会 7日 県社交飲食業生活衛生同業組合との意見交換会 知事と市長会、町村会との意見交換会 8日 9月定例会で医療提供・検査体制強化や暮らし・産業の下支えに取り組む事業等に重点を置いた補正予算を議決 県・市町村・関係団体で「社会経済活動の活性化に向けた申し合わせ」 12日 信州大学医学部附属病院で変異株のゲノム解析開始 14日 第78回県専門家懇談会 19日 第79回県専門家懇談会 26日 第80回県専門家懇談会 28日 若者応援ワクチン接種キャンペーン応募受付開始 29日 診療・検査医療機関の一覧を県HPに掲載（公表）開始 30日 県接種会場で10～20代男性に対するファイザー社ワクチン接種開始	4日 岸田内閣発足 15日 府県対策本部会議（「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の骨格決定）
11	1日 第40回県対策本部会議 2日 第81回県専門家懇談会 5日 県接種会場の対象年齢を16歳から12歳に引下げ 11日 第82回県専門家懇談会 12日 知事と市長会、町村会との意見交換会 16日 第83回県専門家懇談会 18日 忘年会、帰省・旅行の分散化を呼びかけ（知事会見） 24日 第84回県専門家懇談会 25日 感染警戒レベル・医療アラート見直し（医療アラート発出基準廃止、全県のレベルに連動） 第41回県対策本部会議	11日 ファイザー社ワクチンの3回目接種を厚労省が承認 12日 府県対策本部会議（「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」決定） 15日 厚労省がワクチン3回目接種を決定 19日 ワクチン・検査パッケージを活用したイベントや会食の制限を緩和 26日 南アフリカで確認された新たな変異株（オミクロン株）をWHOが「懸念される変異株」に 27日 南アフリカなど6か国対象に水際対策強化 30日 全世界からの外国人の新規入国を原則停止 国内で初めてオミクロン株確認
12	1日 医療従事者に対する追加接種開始 6日 知事と市長会、町村会との意見交換会 知事、市長会、町村会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会との追加接種開始に係る共同会見 年末年始の帰省予定者を対象に帰省前の無料検査実施（～24日） 7日 第85回県専門家懇談会 10日 「年末年始を迎えるにあたってのお願い」発出 11月定例会で感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた検査体制の強化等に必要な補正予算を議決 16日 産業支援・再生本部会議（7回目） 堀内ワクチン相へ県、市長会、町村会から緊急要望 17日 第86回県専門家懇談会 20日 感染拡大予防期間（～1/10） 22日 ワクチン・検査パッケージ利用に係る無料検査開始（～R4/8/31） 24日 ワクチン接種アドバイザーチームによる追加接種に関する会見 27日 「年末年始を迎えるにあたってのお願い」改定	1日 ワクチン3回目接種医療従事者から開始 16日 モデルナ社ワクチンの3回目接種を厚生労働省が承認 20日 アプリで新型コロナワクチン接種証明開始 24日 抗ウイルス経口薬を厚労省が順次特例承認
令和4年（2022）		
1	6日 変異株（オミクロン株）の県内初発事例発生 第87回県専門家懇談会 7日 感染拡大傾向時の一般検査事業開始（～6/30） 県議会臨時会で新型コロナから県民の暮らしと産業を守る施策に必要な補正予算を議決	

月	県の動き	国内外の動き
1	8日 白馬村がレベル5に 9日 飯田市がレベル5に 県接種会場での3回目接種開始 10日 大田市、小谷村がレベル5に 11日 松川町、高森町、阿南町、喬木村がレベル5に 12日 知事と市長会、町村会との意見交換会 13日 長野県における当面のオミクロン株対応策 医療警報発出 長野市、軽井沢町、立科町がレベル5に 第42回県対策本部会議 第88回県専門家懇談会 14日 松本市、佐久市、豊丘村がレベル5に 県接種会場で医療従事者・高齢者施設等従事者への「接種券なし接種」開始 15日 岡谷市、安曇野市、須坂市、千曲市、原村がレベル5に 16日 駒ヶ根市、小諸市、茅野市、坂城町がレベル5に 17日 上田市、東御市、下諏訪町、辰野町がレベル5に 第89回県専門家懇談会 18日 中野市、野沢温泉村、南牧村がレベル5に 19日 諏訪市、飯山市、富士見町、小布施町、山ノ内町がレベル5に 20日 松川村がレベル5に 21日 塩尻市、高山村がレベル5に 知事と市長会、町村会との意見交換会 22日 信濃町がレベル5に 23日 宮田村がレベル5に 24日 まん延防止等重点措置の適用を国に要請 南木曽町、御代田町、伊那市がレベル5に 25日 飯綱町がレベル5に 26日 第43回県対策本部会議 まん延防止等重点措置適用に伴う長野県の取組方針公表 まん延防止等重点措置適用に伴う緊急対策等の予算を専決処分 知事と市長会、町村会との意見交換会 27日 まん延防止等重点措置開始（～2/20）、全圏域レベル6に 新型コロナ「オミクロン株」と闘う県民共同宣言 第90回県専門家懇談会 高齢者施設等の従業員等に定期的なPCR検査実施（～3/25） 29日 東信地域に宿泊療養施設開設	9日 広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置適用 19日 ワクチン・検査パッケージ原則停止 21日 13都県にまん延防止等重点措置適用 小児（5～11歳）を対象としたワクチン接種を正式承認 27日 本県含む18道府県にまん延防止等重点措置適用 31日 自衛隊によるワクチン大規模接種開始
2	1日 第14回県議会連絡本部会議 2日 第91回県専門家懇談会 3日 希望する高齢者施設への巡回接種開始 5日 県接種会場における教職員への「接種券なし接種」開始 8日 知事と市長会、町村会との意見交換会 9日 第92回県専門家懇談会 15日 第93回県専門家懇談会 16日 まん延防止等重点措置の適用の延長を国に要請 県接種会場の「接種券なし接種」の対象拡大 知事と市長会、町村会との意見交換会 18日 第44回県対策本部会議 21日 まん延防止等重点措置延長開始（～3/6）	5日 和歌山県にまん延防止等重点措置適用 12日 高知県にまん延防止等重点措置適用
3	2日 第94回県専門家懇談会 小児（5～11歳）への初回接種開始 4日 第45回県対策本部会議 知事と市長会、町村会の意見交換会 6日 まん延防止等重点措置終了 7日 環境保全研究所で変異株のゲノム解析開始 9日 第95回県専門家懇談会 10日 新型コロナ第6波の収束に向けた共同メッセージ発出 16日 第96回県専門家懇談会 19日 年度末・年度始めにおける感染対策強化期間（～4/10） 25日 第97回県専門家懇談会 29日 医療警報解除 医療アラート・感染警戒レベル見直し（全県のレベルを廃止し医療アラートと別建て、医療特別警報創設等） 積極的疫学調査をハイリスク者・ハイリスク施設に重点化	1日 外国人の新規入国制限を緩和 6日 本県含む13県のまん延防止等重点措置終了 21日 18都道府県のまん延防止等重点措置終了（全国で終了）

月	県の動き	国内外の動き
3	29日 第46回県対策本部会議 知事と市長会、町村会との意見交換会 31日 上伊那圏域がレベル5に	
4	2日 県接種会場で予約なしの当日受付開始 5日 第98回県専門家懇談会 8日 知事と長野市長の共同会見 知事と市長会、町村会との意見交換会 12日 第99回県専門家懇談会 14日 北アルプス圏域がレベル5に 15日 県接種会場で、企業・大学等の「団体接種」実施 19日 第100回県専門家懇談会 20日 医療警報発出 27日 第101回県専門家懇談会 28日 「大型連休を迎えるにあたって」発出 産業支援・再生本部会議（8回目） 第12回生活経済対策有識者懇談会 長野駅・松本駅前に帰省者等を対象に臨時検査拠点を設置（～5/8）	
5	7日 佐久圏域、諏訪圏域がレベル5に 11日 第102回県専門家懇談会 12日 北信圏域がレベル5に 14日 上伊那圏域がレベル5に 17日 第103回県専門家懇談会 23日 医療警報解除 感染警戒レベル見直し（感染警戒レベルに医療アラート発出状況による上限を設定、感染警戒レベルのアラート名廃止等） 24日 第104回県専門家懇談会 25日 ワクチン4回目接種開始 県接種会場で3回目接種対象者の接種間隔を5か月に短縮 26日 知事と市長会、町村会との意見交換会 27日 入院患者の受入病床を計520床確保	25日 60歳以上の方、基礎疾患を有する方等への ワクチン4回目接種の開始 武田社ワクチン（ノババックス）が臨時接種で使用可能に（1～3回目のみ）
6	1日 第105回県専門家懇談会 4日 県接種会場で武田社ワクチン（ノババックス）の使用開始 8日 第106回県専門家懇談会 14日 第107回県専門家懇談会 19日 イオンモール松本でワクチン出張接種開始（7/3まで計7日間） 28日 第108回県専門家懇談会	10日 外国人観光客の受入再開 17日 政府対策本部会議（これまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性）
7	1日 県接種会場で高齢者等への4回目接種開始 5日 第109回県専門家懇談会 12日 第110回県専門家懇談会 15日 第47回県対策本部会議 20日 医療警報発出 第111回県専門家懇談会 23日 県接種会場による高齢者施設等への巡回接種（4回目）開始 25日 感染拡大傾向時の一般検査事業再開（～R5/2/28） 26日 第112回県専門家懇談会 28日 医療特別警報発出 佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、松本、北アルプス、長野、北信の9圏域がレベル5に 第48回県対策本部会議 30日 県接種会場で医療従事者等への4回目接種開始	22日 18歳以上の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が4回目接種の対象に追加 29日 政府対策本部会議（病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応、社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援【BA.5対策強化宣言】）
8	2日 第113回県専門家懇談会 3日 知事と市長会、町村会との意見交換会 4日 「みなし陽性」の導入開始 5日 「お盆を迎えるにあたってのお願い」発出 8日 医療非常事態宣言発出、全圏域レベル6に 第49回県対策本部会議 9日 第114回県専門家懇談会 10日 知事と市長会、町村会との意見交換会 診療・検査医療機関へ抗原定性検査キット配布開始（受診前配布用） 「若年輕症者登録センター」開設（有症状者への検査キット郵送、オンライン陽性登録） 長野駅・松本駅前に帰省者等を対象に臨時検査拠点を設置（～18日）	4日 政府対策本部会議（オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所のさらなる負担軽減への対応）

月	県の動き	国内外の動き
8	17日 第115回県専門家懇談会 19日 ワクチン接種バスによる出張接種の開始（～9/4） 23日 第116回県専門家懇談会 24日 BA.5対策強化宣言発出 第50回県対策本部会議 知事と市長会、町村会との意見交換会 25日 若年軽症者登録センターの対象年齢を49歳まで拡大 26日 北信地域に宿泊療養施設開設 30日 第117回県専門家懇談会 31日 入院患者の受入病床を531床に拡大	
9	4日 BA.5対策強化宣言終了 7日 第118回県専門家懇談会 13日 医療非常事態宣言解除、医療特別警報に切替え 第119回県専門家懇談会 知事と市長会、町村会との意見交換会 15日 若年軽症者登録センターでの検査キットの配布対象変更（住民税非課税世帯に限定） 20日 第120回県専門家懇談会 21日 知事と市長会、町村会との意見交換会 22日 医療特別警報解除、医療警報に切替え 第51回県対策本部会議 26日 全数届出見直し（届出対象者を限定） 若年軽症者登録センターの対象年齢を中学生～64歳に拡大、「軽症者登録センター」に改称 29日 県接種会場でオミクロン株対応2価ワクチンの接種開始	2日 府県対策本部会議（これまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策） 6日 小児（5～11歳）への3回目接種開始 初回接種を含む小児への努力義務適用 8日 府県対策本部会議（withコロナに向けた政策の考え方） 20日 オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種「令和4年秋開始接種」開始（～R5/5/7） 26日 全国一律で全数届出見直し（届出対象者を限定）
10	4日 医療警報解除 5日 第121回県専門家懇談会 18日 第122回県専門家懇談会 20日 医療警報発出 25日 第123回県専門家懇談会 27日 知事と市長会、町村会との意見交換会 28日 感染警戒レベル見直し（感染警戒レベルの段階削減等）	11日 外国人の入国制限を大幅緩和（入国者数上限撤廃、個人外国人旅行解禁等） 21日 オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種間隔が5か月から3か月に短縮 24日 乳幼児（生後6か月～4歳）の初回接種開始
11	4日 医療特別警報発出 佐久、上田、諏訪、南信州、松本、北アルプス、長野、北信の8圏域がレベル5に 7日 上伊那圏域がレベル5に 8日 第124回県専門家懇談会 14日 医療非常事態宣言発出 第52回県対策本部会議 15日 第125回県専門家懇談会 22日 「新型コロナ第8波克服」県民共同宣言 ワクチンキャラバン隊の派遣による接種開始 第126回県専門家懇談会 25日 軽症者登録センターの対象年齢を小学生まで拡大 知事と市長会、町村会との意見交換会 26日 軽症者登録センターでの検査キットの配布対象変更（就学援助の認定を受けている家庭の小中学生を追加） 29日 知事と医療関係者との共同会見 第127回県専門家懇談会	8日 武田社ワクチン（ノババックス）が3回目以降の追加接種（オミクロン株対応ワクチンの代わりとして）で使用開始 18日 府県対策本部会議（今秋以降の感染拡大で保健医療の負担が高まった場合の対応について）
12	1日 木曽圏域がレベル5に 7日 「健やかに年末年始を過ごすためのお願い」発出 13日 第128回県専門家懇談会 19日 入院患者の受入病床を557床に拡大 20日 第129回県専門家懇談会 22日 「健やかに年末年始を過ごすためのお願い」改定 24日 ワクチン・検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業再開（～1/12） 27日 第130回県専門家懇談会 産業支援・再生本部会議（9回目） 第13回生活経済対策有識者懇談会 28日 長野駅・松本駅前に帰省者等を対象に臨時検査拠点を設置（～1/9） 30日 軽症者登録センターからの検査キットの配布対象拡大（小学生～64歳で重症化リスクのない有症状者）（～1/9）	

月	県の動き	国内外の動き
12	30日 発熱患者等の外来診療に協力いただける医療機関を募集し、県HP掲載（～1/9）	
令和5年（2023）		
1	6日 第131回県専門家懇談会 12日 「年末年始を契機とした感染拡大を乗り切るためのお願い」 発出 13日 第132回県専門家懇談会 23日 住所地外でワクチン接種を受ける際の要件緩和（住所地に関係なく全県で接種可能な体制を構築） 24日 第133回県専門家懇談会 31日 医療非常事態宣言解除、医療特別警報に切替え 第134回県専門家懇談会	27日 政府対策本部会議（5/8に感染症法上の位置づけを5類感染症に移行する方針決定）
2	7日 第135回県専門家懇談会 10日 医療特別警報解除（医療警報へ切り替えず） MEGA ドン・キホーテ長野店に臨時接種会場開設 14日 第136回県専門家懇談会	10日 政府対策本部会議（マスク着用の考え方の見直し等について）
3	3日 「マスク着用の考え方の見直し等について」 発出 7日 第137回県専門家懇談会 13日 第138回県専門家懇談会 20日 第139回県専門家懇談会 25日 常設の県接種会場終了 27日 知事と市長会、町村会との意見交換会 28日 第140回県専門家懇談会 30日 第53回県対策本部会議	10日 政府対策本部会議（5類感染症移行に伴う医療提供体制、公費支援の見直し等について） 13日 マスク着用の考え方の見直し適用（学校は4/1から適用）
4	4日 第141回県専門家懇談会 19日 第142回県専門家懇談会 21日 5類感染症移行に伴う対応の変更に関する知事会見 26日 第143回県専門家懇談会 28日 罹患後症状（いわゆる後遺症）を診療している医療機関の一覧を県HPで公表	27日 厚労省、5/8に5類感染症に移行することを正式決定 政府対策本部会議（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針廃止（5/8）について） 28日 「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止（5/8）を閣議決定 特措法及び内閣法の一部を改正する法律公布
5	7日 宿泊療養施設の運用を終了 8日 法に基づく新型コロナウイルス感染症長野県対策本部廃止 要綱に基づく長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部設置 第1回長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部会議 5類感染症移行に伴うメッセージ発出 診療・検査医療機関を「外来対応医療機関」に改称 健康観察センターを「長野県新型コロナ健康相談センター」に改称 医療アラート見直し 17日 第144回県専門家懇談会 定点把握による県内患者数の公表（初回）	8日 5類感染症へ移行 政府対策本部廃止 国基本的対処方針廃止 令和5年春開始接種開始（～9/19） 19日 定点把握による全国の患者数の公表（初回）
6	7日 第145回県専門家懇談会 22日 第146回県専門家懇談会	
7	19日 第147回県専門家懇談会 27日 「この夏の感染対策について」 メッセージ発出	
8	1日 受診・相談センターと新型コロナ健康相談センターを統合し、「長野県新型コロナ受診・健康相談センター」に改称 4日 「この夏の感染対策について」 メッセージ一部改定 10日 第148回県専門家懇談会 29日 医療警報発出	
9	4日 高齢者施設等へ抗原定性検査キットの配布受付再開 6日 第149回県専門家懇談会 20日 医療警報解除 21日 第150回県専門家懇談会 29日 対応の方針（R5/10/1以降）決定	1日 「内閣感染症危機管理統括庁」発足 20日 令和5年秋開始接種開始（ファイザー社オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン、武田社）（～R6/3/31） 25日 モデルナ社オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチンによる追加接種開始
10	1日 確保病床の対象を感染拡大時における重症・中等症Ⅱの入院患者に重点化 9日 新型コロナウイルス感染症対策室廃止 13日 第151回県専門家懇談会	
11	14日 第152回県専門家懇談会	

月	県の動き	国内外の動き
12		4日 第一三共社オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチンによる追加接種開始 25日 武田社ワクチン（ノババックス）による接種終了
令和6年（2024）		
1	12日 医療警報発出	
3	7日 医療警報解除 18日 第153回県専門家懇談会 31日 長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部廃止 移行期間終了、翌4/1から通常医療体制に ※終了：受診・健康相談センター、お困りごと相談センター、病床確保、医療費の公費支援、高齢者施設等における集中的検査等	